

平成 1 6 年

実績評価経過報告書

平成 1 7 年 9 月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされており、また、その実施に当たっては、毎年、前年に実施した実績評価の結果（評価期間が経過していないものについては実績評価の経過）を記載した報告書を作成することとされている。

平成16年の実績評価経過報告書では、7の基本目標と28の業績目標について、平成16年における各業績目標の評価の経過を明らかにする。

なお、本報告書の作成に当たっては、警察庁政策評価研究会から、報告書の記載内容や記載方法等に関して御意見を頂いている。

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

- 業績目標 1 警察安全相談の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 業績目標 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進・・ 3
- 業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進・・・・・・・・・・ 8
- 業績目標 5 少年非行防止総合対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 業績目標 6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 業績目標 7 環境犯罪対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 業績目標 8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進・・・・・・・・・・ 23

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

- 業績目標 1 重要犯罪に対する捜査等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 業績目標 2 特定重要窃盗犯に対する捜査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 業績目標 3 政治的・構造的不正の追及の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 業績目標 4 告訴・告発への取組みの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 業績目標 5 科学的・合理的な捜査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

- 業績目標 1 民事介入暴力対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 業績目標 2 資金源対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 業績目標 3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 業績目標 4 薬物密輸・密売事犯の取締りの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 業績目標 5 けん銃密輸・密売事犯の取締りの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 業績目標 6 来日外国人犯罪対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

- 業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 業績目標 4 暴走族対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 業績目標 5 道路交通環境の整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

基本目標 5 国の公安を維持する

- 業績目標 1 的確な警備措置の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 業績目標 2 警備犯罪取締りの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

基本目標 6 犯罪被害者を支援する

- 業績目標 被害者支援のための環境整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

基本目標 7 情報セキュリティを確保する

- 業績目標 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 1 警察安全相談の充実強化

(説明)

警察安全相談業務とは、生活の安全に関する相談に応じ、犯罪の防止その他の警察目的を達成する見地から、事案の解決やその支援をする活動である。

警察に寄せられる相談が急増していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の充実等により、相談に的確に対応し、犯罪被害の未然防止等を図る。

[平成16年中に講じた施策]

広報の実施

相談業務体制の強化

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 警察に寄せられた相談について、取扱件数を継続的に測定するとともに、相談の対応事例を把握することなどにより、その対応状況を把握する。

16年の相談件数は180万670件と、前年の約1.2倍に増加した。

主な相談内容は、悪質商法、契約・取引関係に関するものである。

相談取扱件数(注1)の推移

| 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 744,543 | 930,228 | 1,058,772 | 1,519,156 | 1,800,670 |

注1：警察本部に設置された警察総合相談室、警察本部警察安全相談窓口及び警察署警察安全相談窓口における取扱件数

相談に対する措置(注2)の状況

| 措置区分 | 助言 指導 | 警告 説得 | 他機関教示 | 検挙 補導 | 継続 | 引継ぎ | その他 | 計 |
|------|-----------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|-----------|
| 件数 | 1,430,215 | 28,934 | 25,074 | 7,694 | 50,134 | 40,806 | 217,813 | 1,800,670 |
| 割合 | 79.4% | 1.6% | 1.4% | 0.4% | 2.8% | 2.3% | 12.1% | 100.0% |

注2：「継続」には、相談業務を担当する部署において引き続き対応中のものを、「引継ぎ」には、警察で相談を受けた部門以外の他部門や他機関に引き継いだものを計上している。ただし、当初「継続」又は「引継ぎ」としたものであっても、その後、最終的な措置が判明すれば、他の欄に計上し直している。「その他」の欄には、家出人手配の実施、当事者の訴訟提起その他の措置を計上している。

【事例】

「隣人がラジオ放送を大音量で流し続け迷惑している」との相談を受理したため、警察では相手方に警告や相談者の弁護士に対する助言を行っていたが、相談者が耳鳴りや不眠を訴えたことから、16年10月、傷害罪で逮捕した(大阪)。

2 地方公共団体の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関との連携により解決した事例や連絡協議会の開催等の連携状況を継続的に把握する。

【事例】

はがきや封書による身に覚えのない債権取立てに関する相談が急増していることから、16年5月、取立てを行っている会社が債権管理回収業の許可を得ていない場合、会社の名称を県のウェブサイトで公表することとした。16年末現在、252業者を公表している（福島）。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：生活安全企画課

基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

業績目標 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進

(説明)

警察職員に対し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の特性等に関する理解を深めるための研修、啓発を行い、関係機関・団体との連携を強化することにより、被害者の立場に立った適切な対応を推進し、犯罪の未然防止等を図る。

[平成16年中に講じた施策]

相談を受ける際に必要なカウンセリング能力等を修得させることを目的とした研修(ストーカー・配偶者暴力対策専科)の実施(注1)

注1:13年から(配偶者暴力については14年から)毎年1回開催し、16年までに延べ148人が受講した。

ストーカー対策ビデオを用いるなどした広報の実施

住民基本台帳事務に係る支援制度(注2)に対する協力

注2:ストーカー事案や配偶者暴力事案の加害者が、被害者やその親族等に関する情報を得るため、住民基本台帳の閲覧等を請求した場合、これを許否する制度であり、全国の市区町村で実施されている。警察では、許否する必要性の有無に関する照会に回答している。

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく検挙・警告件数等を継続的に測定する。

16年中のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)に基づく検挙件数は206件、警告件数は1,221件と、前年より増加した。

検挙・警告等の件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------------|------|------|------|--------|--------|
| 警告 | 117件 | 871件 | 965件 | 1,169件 | 1,221件 |
| 仮の命令 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 禁止命令等 | 2件 | 36件 | 32件 | 24件 | 24件 |
| 禁止命令違反検挙 | 0件 | 11件 | 8件 | 7件 | 6件 |
| ストーカー行為罪検挙 | 22件 | 131件 | 170件 | 185件 | 200件 |

注3:12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

2 ストーカー規制法に基づく援助の実施件数を継続的に測定する。

16年中のストーカー規制法に基づく援助の実施件数は1,356件であった。主な援助の内容は、被害防止措置の教示(805件)、被害防止に資する物品の教示又は貸出し(508件)である。

援助の実施件数

| 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----|------|------|------|--------|
| 80件 | 719件 | 677件 | 856件 | 1,356件 |

注4：内容については複数計上

注5：12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

- 3 警察が配偶者からの暴力事案に対応した際に作成する配偶者からの暴力相談等対応票の作成件数（取扱件数）を継続的に測定することなどにより、対応状況を把握する。

16年中の配偶者からの暴力相談等対応票の作成件数（取扱件数）は1万4,410件と、前年より増加した。

取扱件数

| 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|---------|---------|---------|
| 3,608件 | 14,140件 | 12,568件 | 14,410件 |

注6：13年は、10月13日（法施行日）から12月31日までの間

- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る保護命令違反の検挙件数を継続的に測定する。

16年中の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の検挙件数は57件と、前年より増加した。

裁判所から保護命令発出の通知を受けた件数は1,774件と、前年より増加した。

保護命令違反の検挙件数

| 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----|-----|-----|-----|
| 3件 | 40件 | 41件 | 57件 |

注7：13年は、10月13日（法施行日）から12月31日までの間

保護命令発出の通知を受けた件数

| 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|--------|--------|--------|
| 136件 | 1,176件 | 1,499件 | 1,774件 |

注8：13年は、10月13日（法施行日）から12月31日までの間

- 5 地方公共団体の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関・団体との連絡協議会の開催等の連携状況を把握する。

ストーカー事案に関する連絡協議会及び配偶者からの暴力に関する連絡協議会が、全都道府県に設けられている（17年1月1日現在）。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：生活安全企画課

基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進

(説明)

街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)(注1)の整備・運用、犯罪防止に配慮した道路、公園、共同住宅等の普及、広報啓発活動等を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい環境を確保し、住民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会を実現する。

注1：非常用赤色灯、非常ベル、連絡用モニターカメラ、インターホン等を装備した、緊急時に警察に直接通報できる防犯灯

[平成16年中に講じた施策]

街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)整備事業

子どもを犯罪から守るための諸対策の推進

事業所の防犯基準の策定と防犯対策の推進

タクシーの防犯基準の策定と防犯対策の推進

『犯罪に強い地域社会』再生プランの策定と自主防犯活動の活性化支援

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)設置地区における街頭犯罪(注2)等の発生状況及びスーパー防犯灯の活用状況を把握する。

注2：ここでは、道路上で発生した強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐及びひったくりをいう。

15年度補助事業として、犯罪が多発する3地区を選定し、スーパー防犯灯を設置したところ、16年中に、これを利用した交通事故やけんか等の通報が12件あったほか、器物損壊事件の検挙に活用された。

2 防犯基準等(注3)に適合した道路・公園・共同住宅等の普及状況及び犯罪の発生状況を把握する。

注3：12年2月24日に警察庁が策定した道路、公園、駐車場及び公衆便所に係る防犯基準並びに13年3月23日に国土交通省と共同で策定した共同住宅に係る防犯上の留意事項をいう。

(1) 都道府県警察における普及

ア 防犯モデルマンションの登録及び認定の制度

16年中に制度が発足した京都及び東京を含め、同年12月末までに、8都道府県(北海道、東京、静岡、京都、大阪、広島、愛媛、大分)で制度の運用を開始している。

イ 防犯モデル駐車場の登録及び認定の制度

16年中に制度が発足した東京を含め、同年12月末までに、4都府県(東京、

京都、大阪、大分)で制度の運用を開始している。

【事例】

16年10月、東京都と共同で、優れた防犯性能を備えたマンション、駐車場等を登録する制度を導入し、その審査基準を策定した(警視庁)。

3 関係機関、団体等との連携状況を把握する。

(1) 関係機関との連携による学校の安全確保

文部科学省が16年1月に発出した「学校安全の緊急アピール - 子どもの安全を守るために - 」を受け、教育委員会、学校等と連携し、教職員、保護者等を対象とした講習会や子どもを対象とした防犯教室を開催した。

また、文部科学省が「地域子ども教室推進事業安全管理マニュアル」を作成するに当たり、警察庁の職員がその検討会議の委員となり、所要の協力を行った。

(2) 防犯基準の策定と防犯対策

ア コンビニエンスストア及びスーパーマーケットの防犯基準

警察庁では、深夜における強盗事件が多発しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットの防犯基準を策定し、それに基づく防犯指導を推進した。また、関係団体に対し「深夜におけるコンビニエンスストア・スーパーマーケットを対象とした強盗事件に対する自主防犯対策の強化について(依頼)」と題する文書を発出した。

深夜(注4)におけるスーパーマーケット又はコンビニエンスストアを対象とした強盗事件の認知件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 認知件数 | 394 | 527 | 468 | 742 | 680 |

注4：午後10時から午前7時まで

イ タクシーの防犯基準

15年11月から、国土交通省等の関係機関及び団体を構成員とするタクシー強盗防犯対策会議を開催し、タクシーの防犯基準を策定した。あわせて、関係機関・団体に対し「タクシーの自主防犯対策の強化について(依頼)」と題する文書を発出した。

タクシーを対象とした強盗事件の認知件数

| | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|
| 認知件数 | 168 | 226 | 208 |

ウ 「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」の策定と自主防犯活動の支援等

警察庁では、16年6月、自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示した「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」を作成した。また、これを踏まえ、国土交通省自動車交通局と連携し、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装備することを認めた。

参考指標

街頭犯罪の認知件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 路上強盗 | 2,070 | 2,509 | 2,888 | 2,955 | 2,695 |
| 強姦(街頭(注5)) | 825 | 806 | 869 | 832 | 732 |
| 強制わいせつ(街頭) | 4,475 | 5,786 | 5,915 | 6,145 | 5,510 |
| ひったくり | 46,064 | 50,838 | 52,919 | 46,354 | 39,399 |

注5：道路上、駐車(輪)場、都市公園、空き地、列車内、鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港、バス内及び自動車内をいう。

侵入窃盗・侵入強盗の認知件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 侵入窃盗 | 296,486 | 303,698 | 338,294 | 333,233 | 290,595 |
| うち)共同住宅(注6) | 68,170 | 68,841 | 80,262 | 80,385 | 72,808 |
| 侵入強盗 | 1,786 | 2,335 | 2,436 | 2,865 | 2,776 |
| うち)共同住宅 | 174 | 186 | 195 | 488 | 490 |

注6：犯罪統計上の「中高層(4階建以上)住宅」及び「その他の住宅」をいう。

(その他)

スーパー防犯灯の整備について、17年1月に事業評価書を作成した。

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：生活安全企画課

基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進

(説明)

刑法犯認知件数が増加するなど治安情勢が悪化していることから、地域警察官の職務執行能力の向上・強化、パトロールの強化と「空き交番」対策の推進、住民が不安を感じる問題の把握・解決活動の推進により、地域警察官による地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動を推進する。

[平成16年中に講じた施策]

パトロール、街頭活動及び職務質問を端緒とした検挙活動の強化
「空き交番」の解消及び交番に対する支援による交番機能の強化
警察庁指定広域技能指導官(職務質問)(注1)の指定

注1:極めて卓越した職務質問の技能又は知識を有する者として、警察庁長官が指定した警察職員のこと
とで、自県だけでなく、他の都道府県警察の警察官の指導も行っている。

地域警察が取り組むべき施策の在り方を修得させることを目的とした研修(地域実務専科)の実施

職務質問技能の向上等を図ることを目的とした研修(職務質問専科、スキルアップ講習会)の実施

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 地域警察官による刑法犯検挙人員を継続的に測定する。

16年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は32万3,615人と、前年より1万6,387人(5.3%)増加した。

地域警察官による刑法犯検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 検挙人員 | 232,481 | 246,672 | 269,501 | 307,228 | 323,615 |

【事例】

福岡県警察では、地域警察官の勤務体系を見直し、従来の24時間の当番勤務に加え、午後から翌日の朝まで勤務を行う19時間の当番勤務を導入するなど、夜間の体制を強化した。また、パトロールの時間を増加させた。

2 地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数を継続的に測定する。

16年中の地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数は15万9,862件と、前年より1万6,915件(11.8%)増加した。

職務質問による刑法犯検挙件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 検挙件数 | 100,965 | 107,775 | 117,012 | 142,947 | 159,862 |

3 職務質問技能指導員の活動状況を把握する。

16年中、全国で677人の職務質問技能指導員等（注2）が、延べ約1万3,700人に同行し、職務質問技能について実践的な指導を実施した。

警察庁指定広域技能指導官を新たに1人指定して合計7人とし、より多くの地域警察官に対して指導することができるようにした。

注2：警察庁指定広域技能指導官（職務質問） 職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者等を警察本部長が指定する技能指導官（職務質問） 地域警察担当部長等が指定する職務質問技能指導員

【事例】

警察庁が主催している研修（職務質問専科）で、愛知県警察の職務質問技能指導員が、愛知県で研修生（地域警察官）に同行して指導していたところ、殺人未遂事件が発生した。研修生と共に現場付近の検索を行っていたところ、事件発生から約1時間後、被疑者を職務質問により逮捕した。

4 交番の警察官配置状況を継続的に測定する。

16年4月1日現在の一交番当たりの警察官の平均配置人員は7.0人と、15年4月1日現在より0.3人増加し、交番勤務員数は4万5,420人と、前年より1,560人（3.6%）増加した。また、交番数は6,509所と、前年より47所（0.7%）減少した。

16年4月1日現在の「空き交番」になる可能性の高い交番数は2,458所、全交番数に占める割合は37.8%と、前年より23所、0.7ポイント増加した。

一交番当たりの平均配置人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 配置人員 | 6.6 | 6.6 | 6.6 | 6.7 | 7.0 |
| 交番勤務員数 | 43,146 | 43,069 | 43,364 | 43,860 | 45,420 |
| 交番数 | 6,502 | 6,513 | 6,528 | 6,556 | 6,509 |

空き交番になる可能性の高い交番（注3）数及びその割合

| | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 全交番数 | 6,513 | 6,528 | 6,556 | 6,509 |
| 空き交番になる可能性の高い交番数 | 2,454 | 2,560 | 2,435 | 2,458 |
| 全交番数に占める割合 | 37.7% | 39.2% | 37.1% | 37.8% |

注3：配置人員5人以下（四交替制で運用している警視庁の交番については、7人以下）の交番。配置人員5人以下（7人以下）の交番では、三（四）交替制で運用した場合に、一当務の警察官の配置人員が0人又は1人になることがあり、一当務の警察官の配置人員が1人の場合、当該警察官がパトロール等を行っているときには、交番に警察官が不在となる。

5 交番相談員（注4）の配置箇所を継続的に測定する。

16年12月末現在、3,075人の交番相談員を2,874か所に配置している。配置箇所

数は、前年より604か所（26.6%）増加している。

注4：警察官がパトロール等の所外活動中でも交番を訪れた住民に対応できるように、都市部の主要な交番に警察官OB等を配置しているもの。地理案内、遺失・拾得届の受理、自転車盗等の被害届の扱い等を行っている。

交番相談員が配置されている交番数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 配置箇所 | 1,824 | 2,090 | 2,178 | 2,270 | 2,874 |

6 交番・駐在所連絡協議会等により把握した問題等の解決状況を把握する。

交番・駐在所連絡協議会等を通じ、住民の要望等を把握するとともに、地域の身近な問題を解決した。

【事例】

青森県警察の交番勤務員は、所管区内の小学校から「児童の通学路に車道と歩道の区別が明らかでない箇所があり、交通事故の発生が心配である」との相談を受けたため、当該箇所を実際に確認した上、市役所に働き掛けたところ、路側帯の整備等の措置がなされた。

参考指標

16年中の刑法犯認知件数は256万2,767件と、15年より22万7,369件（8.1%）減少し、刑法犯検挙人員は38万9,027人と、15年より9,425人（2.5%）増加した。

刑法犯認知件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 認知件数 | 2,443,470 | 2,735,612 | 2,853,739 | 2,790,136 | 2,562,767 |

刑法犯検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 検挙人員 | 309,649 | 325,292 | 347,558 | 379,602 | 389,027 |

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：地域課

基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

業績目標 5 少年非行防止総合対策の推進

(説明)

少年による殺人、強盗等の凶悪犯の発生状況が依然として深刻であるほか、暴行、傷害、恐喝等の粗暴犯の発生数が高水準で推移するなど、少年非行が凶悪化・粗暴化していることから、非行集団等の取締りを強化するとともに、街頭補導及び立直り支援を推進し、これらの犯罪を予防する。

また、少年による薬物乱用が深刻な状況にあることから、薬物乱用少年の発見活動、補導活動等の強化、教育委員会、学校等との連携の強化、家庭や地域に対する広報啓発活動の強化等を行う。

さらに、児童買春、児童ポルノ事犯等、少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の取締りを推進するとともに、被害児童の保護のため、少年補導職員によるカウンセリングや継続的な指導等を推進する。また、出会い系サイトの利用に起因する児童買春等の犯罪が増加していることから、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律を適切に施行するなど、有害環境の浄化を推進する。

[平成16年中に講じた施策]

少年非行防止・保護総合対策推進要綱の策定・発出

被害少年の支援活動等に関する研修(カウンセリング技術専科、カウンセリング技術上級専科、少年警察専科、少年警察実務専科、少年補導員職員研修)の実施

フィルタリングシステム(注1)の普及促進を図るための広報啓発

注1:受信側がインターネット上の違法・有害な表現が含まれた情報を受信するかどうかを選択できるシステム

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 刑法犯少年の検挙人員、少年相談の件数及び補導人員を継続的に測定する。

16年中の刑法犯少年の検挙人員は13万4,847人(前年比6.6%減)と、4年ぶりに減少した。このうち、凶悪犯、粗暴犯、ひったくりの検挙人員は、いずれも減少した。

同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員は16.8人と、成人(2.5人)の約6.7倍であった。

少年相談の件数は9万2,827件と、前年より2,941件(3.3%)増加した。

不良行為(注2)による補導人員は141万9,085人と、平成に入って最高を記録している。態様別では、深夜はいかい(注3)が66万9,214人と最も多くなって

いる。

注2：飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他犯罪の構成要件又は犯要件に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為

注3：正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為

刑法犯少年の検挙人員等

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 検挙人員 | 132,336 | 138,654 | 141,775 | 144,404 | 134,847 |
| 凶悪犯 | 2,120 | 2,127 | 1,986 | 2,212 | 1,584 |
| 路上強盗 | 1,122 | 1,103 | 1,027 | 1,227 | 763 |
| 粗暴犯 | 19,691 | 18,416 | 15,954 | 14,356 | 11,439 |
| ひったくり | 2,179 | 2,190 | 2,166 | 1,957 | 1,352 |
| 相談件数 | 107,330 | 94,013 | 87,678 | 89,886 | 92,827 |
| 補導人員 | 885,775 | 971,881 | 1,122,233 | 1,298,568 | 1,419,085 |

不良行為少年の態様別補導人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 総数 | 885,775 | 971,881 | 1,122,233 | 1,298,568 | 1,419,085 |
| 飲酒 | 30,546 | 30,577 | 33,407 | 36,291 | 35,574 |
| 喫煙 | 417,053 | 437,988 | 480,598 | 542,214 | 575,749 |
| 深夜はいかい | 307,112 | 370,523 | 475,594 | 577,082 | 669,214 |
| その他 | 131,064 | 132,793 | 132,634 | 142,981 | 138,548 |

2 覚せい剤事犯、シンナー等乱用による少年の検挙人員、薬物乱用に係る不良行為の補導人員を継続的に測定する。

覚せい剤事犯による少年の検挙人員は、9年の1,596人をピークに減少傾向にあり、16年中は388人と、前年より136人(26.0%)減少している。

シンナー等乱用による少年の検挙人員は、2年の2万2,366人から減少傾向にあり、16年は2,205人と、前年より630人(22.2%)減少した。

薬物乱用に係る不良行為の補導人員は、2,279人と、前年より1,237人(35.2%)減少した。

覚せい剤事犯による少年の検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------|-------|------|------|-----|------|
| 総数 | 1,137 | 946 | 745 | 524 | 388 |
| 中学生 | 54 | 45 | 44 | 16 | 7 |
| 高校生 | 102 | 83 | 65 | 36 | 38 |
| 中高生の割合(%) | 13.7 | 13.5 | 14.6 | 9.9 | 11.6 |

シンナー等乱用による少年の検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 3,417 | 3,071 | 2,751 | 2,835 | 2,205 |
| 中学生 | 462 | 407 | 351 | 291 | 279 |
| 高校生 | 624 | 535 | 458 | 463 | 333 |
| 中高生の割合(%) | 31.8 | 30.7 | 29.4 | 26.6 | 27.8 |

3 少年サポートセンター（注4）等による街頭補導活動、少年の居場所を提供すること等による立ち直り支援活動等及びボランティア活動の活性化の状況を把握する。

注4：少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援等、専門的な知識、技能を必要とする少年警察活動の中心的な役割を果たすための組織であり、全都道府県警察に設置されている。

(1) 街頭補導活動

関係機関・団体や少年補導員（注5）、少年警察協助手員（注6）、少年指導委員（注7）等と共同で街頭補導活動を実施している。また、各都道府県では、毎月定める「街頭補導の日」や春休みから新学期にかけての時期、夏休み前の時期に街頭補導活動を強化している。

注5：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事するボランティアで警察が委嘱する者

注6：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事する者

注7：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境から守るための少年補導活動や営業者等への協力要請活動に従事する者

(2) 立ち直り支援活動等

暴走族等の非行集団を弱体化させ、解体するための取締りを行う一方で、学校やボランティアと協力して、非行集団への加入阻止を図るとともに、少年や保護者に働き掛けて、非行集団からの離脱を促している。さらに、離脱した少年に対しては、運動、社会奉仕活動等地域の实情に即した居場所を提供することで立ち直りを支援し、非行集団へ再び加入することを阻止している。

【事例】

愛知県警察では、暴走族の元構成員である少年らに対して、ボランティア活動への参加を促した結果、16年3月、暴走族の元構成員等によるボランティア団体が結成された。この団体は、地域の清掃や病院での高齢者の介助等のボランティア活動に積極的に参加している。

(3) ボランティア活動の活性化

各都道府県警察が、それぞれの地域の实情に応じてボランティアの活性化プランを策定し、ボランティアの増員（21県）、定年制の導入（31県）、公募制の導入（12県）等を行っている。

4 関係機関・団体との連携状況を把握する。

(1) 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所の担当者等から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。

【事例】

怠学、喫煙等の不良行為を繰り返し、教諭の指導にも反抗的な態度をとっていた中学生らの立ち直りを図るため、警察、中学校、教育委員会、児童相談所等の職

員で少年サポートチームを編成し、警察による継続補導、中学校による学習支援、児童相談所による保護者への指導を実施するとともに、共同で中学生らに地域の清掃活動を行う機会を提供した。その結果、中学生らは、次第に登校するようになり、教諭の指導にも従うようになった（警視庁）。

(2) 学校・警察連絡制度

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、16年末現在、32都道県で運用されている。

(3) スクールサポーター制度

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、学校からの要請により、警察官を退職した者等を学校へ一定期間継続して派遣し、学校における少年の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動等を行わせるスクールサポーター制度が、16年度現在、14都府県で運用されている。

(4) 非行防止教室

学校と連携して非行防止教室を開催しており、16年度中は、全国で延べ2万2,211回開催した。

5 薬物乱用防止教室の開催実績、薬物乱用防止広報車の活用実績、薬物乱用に関する相談の受理件数を継続的に測定する。

警察職員を学校に派遣し、薬物乱用防止教室を開催している。

また、大型スクリーン、パネル等の視覚的効果を有する資器材を搭載した薬物乱用防止広報車を配備し、16年度中は1,753回活用した。

16年中の薬物乱用に関する相談の受理件数は1,223件と、前年より385件減少した。

薬物乱用防止教室の開催回数

| 年次 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数（注8） | 13,111 | 12,301 | 12,440 | 13,091 | 10,648 |
| 高等学校 | 3,679 | 3,198 | 3,015 | 3,036 | 2,343 |
| 中学校 | 6,266 | 5,559 | 5,432 | 5,516 | 4,260 |
| 小学校 | 2,786 | 3,095 | 3,532 | 3,966 | 3,574 |

注8：総数には専門学校等を含む。

6 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年に対する支援の状況を把握する。

少年補導職員や少年相談専門職員等が、継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行っている。

被害少年サポーター（注9）との連携状況

| | 合計 | 刑法犯 | いじめ | 児童虐待 | 福祉犯 | その他 |
|--------------|-------|-----|-----|------|-----|-----|
| 支援した被害少年数（人） | 206 | 75 | 25 | 24 | 59 | 23 |
| 延べサポーター数（人） | 388 | 107 | 32 | 151 | 71 | 27 |
| 延べ支援回数（回） | 1,698 | 561 | 269 | 157 | 507 | 204 |

注9：少年補導職員等担当者の指導又は助言を受け、きめ細かな訪問活動を行うことにより継続的支援を行うボランティア

7 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行状況を把握する。

16年中の同法第6条に基づく不正誘引の検挙件数は31件であった。また、同法第7条（利用禁止の明示等）及び第8条（児童でないことの確認）に違反していると認められる事業者に対する警告数は47件であった。

8 フィルタリングシステムの普及促進を図るための広報啓発活動、ボランティアによる有害環境を浄化する活動の推進状況を把握する。

- ・ 非行防止教室や地域の会合の機会を利用して、フィルタリングシステムの広報啓発活動を行っている。

リーフレット「出会い系サイトのワナ」を約90万部作成し、都道府県警察を通じ全国の中学生に配布するとともに、「出会い系サイトの罠」と題するビデオを作成して各都道府県警察に配布している。

- ・ 関係機関・団体や地域住民と合同で行う補導活動を通じ、少年に有害な情報が含まれた雑誌やビデオ類、深夜に不良行為少年のたまり場となるゲームセンター、カラオケボックス、コンビニエンスストア等の実態を把握し、業界団体を通じて営業者等に対し、販売方法の見直し、販売・入店時の年齢確認、不良行為の監視、警察への通報体制の整備等の自主的な措置をとるよう働き掛けた。

9 暴力団等関係者が関与する福祉犯（注10）の取締りの状況を把握する。

注10：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪

福祉犯の暴力団等関係者の関与状況

| 区分 | 総数 | 児童福祉法 | 売春防止法 | 職業安定法 | 労働基準法 | 風営適正化法 | 劇毒物取及び | 覚せい剤取締法 | 青少年保護育成条例 | 禁止児童買春ノ | その他 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|-----------|---------|-----|
| 検挙人員(人) | 5,836 | 671 | 118 | 101 | 69 | 749 | 463 | 204 | 1,885 | 1,232 | 344 |
| うち暴力団等関係者 | 675 | 204 | 29 | 42 | 4 | 77 | 32 | 72 | 101 | 85 | 29 |
| 関与率(%) | 11.6 | 30.4 | 24.6 | 41.6 | 5.8 | 10.3 | 6.9 | 35.3 | 5.4 | 6.9 | 8.4 |
| 構成比(%) | 100.0 | 11.5 | 2.0 | 1.7 | 1.2 | 12.8 | 7.9 | 3.5 | 32.3 | 21.1 | 5.9 |

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の検挙状況

| 区分 年 | 件 数 | | | | | | 人 員 | | | | | |
|---------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------|------------------|------------------|-------|------|------|------|
| | 計 | 児童買春 | | 児童ポルノ | | 計 | 児童買春 | | 児童ポルノ | | | |
| | | うちテレホンクラブ営業に係るもの | うち出会い系サイト利用に係るもの | うちインターネット利用に係るもの | うちテレホンクラブ営業に係るもの | | うち出会い系サイト利用に係るもの | うちインターネット利用に係るもの | | | | |
| 16 | 1,845 | 1,668 | 178 | 745 | 177 | 85 | 1,232 | 1,095 | 135 | 498 | 137 | 76 |
| 15 | 1,945 | 1,731 | 212 | 791 | 214 | 102 | 1,374 | 1,182 | 174 | 568 | 192 | 100 |
| 増減数 | 100 | 63 | 34 | 46 | 37 | 17 | 142 | 87 | 39 | 70 | 55 | 24 |
| 増減率 | 5.1 | 3.6 | 16.0 | 5.8 | 17.3 | 16.7 | 10.3 | 7.4 | 22.4 | 12.3 | 28.6 | 24.0 |

参考指標

14歳から19歳までの少年の人口

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 少年人口(千人) | 8,862 | 8,684 | 8,513 | 8,269 | 8,018 |

出典：厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：少年課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化

(説明)

最近の風俗情勢は、派遣型売春事犯やカジノ店における賭博事犯が横行するとともに、売春やわいせつビデオ販売を目的とするピンクビラが街頭のみならず一般家庭にまであふれ、外国人に係る風俗関係事犯の検挙件数も目立っている。そこで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の積極的な運用により、風俗営業の健全化と風俗環境の浄化に努める。

[平成16年中に講じた施策]

部外有識者らにより構成された風俗行政研究会による風俗行政の在り方に関する検討の実施

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の改正
人身取引対策の強化

評価期間 3年間(15年から17年まで)

業績指標

1 風俗営業について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)に基づく行政処分件数を継続的に測定するなどにより、その行政処分状況を把握する。

16年中の風俗営業に対する行政処分件数は4,037件と、前年より466件(13.0%)増加した。

風俗営業に対する行政処分件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 許可取消し処分 | 34 | 53 | 104 | 152 | 205 |
| 停止処分 | 185 | 248 | 257 | 331 | 403 |
| 指示処分 | 1,453 | 2,327 | 2,581 | 3,088 | 3,429 |

風俗営業の営業所数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 風俗営業の営業所数 | 127,817 | 125,363 | 120,712 | 117,873 | 115,955 |

2 風俗関係事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

16年中の禁止区域等での店舗型性風俗特殊営業(注1)による風営適正化法違反の検挙は650件、1,173人と、それぞれ前年より93件(16.7%)、280人(31.4%)増加した。

注1:個室付浴場業、店舗型ファッションヘルス、ストリップ劇場、アダルトショップ等の営業

風営適正化法違反の検挙件数は2,175件と、前年より285件(15.1%)増加した。

遊技機使用賭博事犯による検挙件数は127件、検挙人員は709人と、それぞれ前年より46件（56.8%）、71人（11.1%）増加し、押収賭金は2億9,000万円と、前年より1億1,000万円（51.1%）増加した。

ぱちんこ遊技機の不正改造事犯の検挙件数は58件と、前年より26件（81.3%）増加した。全国に店舗を有するぱちんこ営業者が組織的に遊技機の不正改造を行うなど悪質な事犯が発生した。

なお、16年末までの規則改正後の新基準適合機の販売台数は54万6,282台（概数）で全設置台数の11.0%である。

禁止区域等での店舗型性風俗特殊営業による風営適正化法違反の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 検挙件数 | 240 | 321 | 608 | 557 | 650 |
| 検挙人員 | 334 | 491 | 880 | 893 | 1,173 |

違反形態別による風営適正化法違反の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総件数 | 1,646 | 1,627 | 1,785 | 1,890 | 2,175 |
| 年少者使用（注2） | 542 | 463 | 444 | 421 | 453 |
| 禁止区域等営業（注3） | 245 | 347 | 622 | 601 | 700 |

注2：営業所で、18歳未満の者に客の接待をさせる業務等に従事させることをいう。

注3：学校、図書館、児童福祉施設等の周囲200メートルの区域及び条例で指定された禁止地域をいう。

遊技機使用賭博事犯の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検挙件数 | 150 | 113 | 95 | 81 | 127 |
| 検挙人員 | 989 | 933 | 873 | 638 | 709 |
| 押収賭金（万円） | 19,000 | 33,000 | 42,000 | 18,000 | 29,000 |

ぱちんこ遊技機の不正改造事犯の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙件数 | 32 | 46 | 42 | 32 | 58 |

ぱちんこ遊技機等の設置台数等

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 設置台数 | 4,755,302 | 4,786,255 | 4,864,062 | 4,891,944 | 4,969,156 |
| 新基準適合機販売台数（注4） | - | - | - | - | 546,282 |

注4：規則改正後の新基準に適合した遊技機の販売台数（日本遊技機工業組合調べ）

3 売春関係事犯について、検挙件数を継続的に測定することなどにより、その検挙状況を把握する。

16年中の派遣型売春事犯（注5）による検挙件数は1,674件、検挙人員は595人と、それぞれ前年より395件（19.1%）、155人（20.7%）減少した。また、街娼型売春事犯（注6）による検挙件数は239件、検挙人員は240人と、前年より9件（3.9%）、9人（3.9%）増加した。

注5：売春を周旋すること、又は売春の周旋をする目的で人を売春の相手方となるよう勧誘すること等

注6：公衆の目にふれるような方法等で、人を売春の相手方となるように勧誘すること等

派遣型売春事犯の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙件数 | 2,496 | 2,466 | 2,554 | 2,069 | 1,674 |
| 検挙人員 | 702 | 758 | 809 | 750 | 595 |

街娼型売春事犯の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙件数 | 345 | 278 | 234 | 230 | 239 |
| 検挙人員 | 354 | 277 | 227 | 231 | 240 |

4 風俗関係事犯に關与した外国人女性の人数を継続的に測定することなどにより、その検挙状況を把握する。

16年中の風俗関係事犯に關与した外国人女性（風俗関係事犯の被疑者又は参考人として取り扱った風俗営業店等に稼働する外国人女性）は1,398人と、前年より575人（25.4%）減少した。

また、外国人女性に係る人身取引事犯の検挙件数は79件、検挙人員は51人と、それぞれ前年より28件（54.9%）、17人（41.5%）増加した。

なお、人身取引事犯で保護された被害女性は77人であった。

風俗関係事犯に關与した外国人女性の数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 關与人員 | 1,190 | 1,193 | 1,338 | 1,873 | 1,398 |

人身取引事犯の検挙状況等

| | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 検挙件数 | 64 | 44 | 51 | 79 |
| 検挙人員 | 40 | 28 | 41 | 58 |
| 被害女性 | 65 | 55 | 83 | 77 |

5 関係機関・団体やボランティアとの連携によりピンクビラ等の除却活動を行った事例等を把握する。

【事例】

仙台市の国分町地区では、昭和58年ころから増加した違法な性風俗店が、宣伝のためにいわゆるピンクビラ（ピンクちらし）を大量に頒布し、「ピンクちらし公害」等と悪評される状況にあった。宮城県警察は、「杜の都仙台ピンクちらし壊滅作戦推進本部」を設置し、15年1月から16年12月にかけて、機動隊等を投入した集中取締りを行うとともに、宮城県や仙台市と協力して防犯カメラを設置するなどして、その頒布を抑止した。また、宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例が改正され、頒布目的所持罪、携帯罪等が新設されたことから、これを適用した取締りを強化した。さらに、仙台市が民間事業者に委託して、街頭での回収作業を徹底して行った。これらにより頒布数は激減し、関係する売春組織にも大きな打撃を与えた。

警察によるピンクビラ等の押収枚数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 押収枚数(万枚) | 139 | 217 | 140 | 740 | 400 |

分析結果:(評価期間未了)

政策所管課:生活環境課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 7 環境犯罪対策の推進

(説明)

産業廃棄物の不法投棄事犯等の環境犯罪が依然として多発していることから、その取締りや、環境犯罪を抑止し環境破壊の拡大を防止するための取組みを強化することにより、環境保全を求める国民の要望に応える。

[平成16年中に講じた施策]

ヘリコプターを用いたパトロール等による大規模産業廃棄物事犯の早期発見及び早期検挙
連絡会議等の開催による関係省庁との連携強化

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 産業廃棄物事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

16年中の産業廃棄物事犯の検挙件数は1,459件と、前年より9.6%減少したが、過去5年間で見ると引き続き高水準にあり、また、検挙事件数(注1)で見た場合には709事件と、前年より4.4%増加している。

注1：事件単位ごとに計上した数であり、一連の捜査で複数の件数の犯罪を検挙した場合には1事件と数える。

産業廃棄物事犯の検挙件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 検挙件数 | 924 | 1,343 | 1,314 | 1,614 | 1,459 |

産業廃棄物事犯の検挙事件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙事件数 | 388 | 516 | 683 | 679 | 709 |

産業廃棄物不法焼却事犯の検挙事件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙事件数 | 35 | 172 | 238 | 192 | 256 |

【事例】

茨城県の無許可廃棄物処理業者(54)らは、茨城県の再三の行政指導を無視して、15年10月から16年4月ころにかけて、自社の廃棄物処分場で、東京都、神奈川県等の解体業者から受け入れた廃プラスチック類等約7万3,000立方メートルを不法に処分した。16年9月までに、処理業者、排出事業者等20法人、34人を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙した(警視庁、茨城、神奈川)。

2 産業廃棄物の不法投棄件数を継続的に測定する。

15年度の不法投棄件数は894件と、前年度に引き続き減少した。

15年度の不法投棄量は74.5万トンと、前年より234.3%増加し、5年度の調査開始以降最大となった。ただし、不法投棄量の76.1%に当たる56.7万トンは、16年3月に摘発された岐阜市における事案によるものである。

産業廃棄物の不法投棄件数（注2）

| | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 |
|--------|-------|-------|-------|------|------|
| 不法投棄件数 | 1,049 | 1,027 | 1,150 | 934 | 894 |

注2：調査年度に都道府県等が新規に把握した1件当たりの投棄量が10トン以上の事案を集計対象とした。16年度の数値は集計中。

参考指標

産業廃棄物の不法投棄量（注3）

| | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 不法投棄量（万トン） | 43.3 | 40.3 | 24.2 | 31.8 | 74.5 |

注3：不法投棄量は各年度に新たに不法投棄された量であり、調査年度に都道府県等が新規に把握した1件当たりの投棄量が10トン以上の事案の総量である。16年度の数値は集計中。

3 環境行政部局に対する働き掛けによる産業廃棄物事犯の原状回復事例等を把握する。

捜査により得られた排出者等に関する資料を環境行政部局に提供するなどして、16年中には159事件で原状回復がなされた。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：生活環境課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進

(説明)

国民の日常生活に関係が深く、経済活動等を侵害し又は侵害するおそれのある犯罪は、現下の社会・経済情勢を反映して深刻化している。そこで、これらの事犯のうち、ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯等の国民の関心が高い事犯の取締りや被害者対策・広報啓発活動を推進する。

[平成16年中に講じた施策]

- ヤミ金融事犯の取締り強化
- 消費者保護対策の強化
- 被害者対策・広報啓発活動等の推進

評価期間 3年間(15年から17年まで)

業績指標

1 ヤミ金融事犯(注1)について、検挙事件数、検挙人員を継続的に測定することなどにより、その検挙状況を把握する。

16年中のヤミ金融事犯の検挙事件数、検挙人員は、2年の統計開始以降最多であった15年に次いで多かった。

注1:出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反事犯及び貸金業の規制等に関する法律違反事犯並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等

ヤミ金融事犯の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 検挙事件数 | 168 | 210 | 238 | 556 | 432 |
| 検挙人員 | 461 | 517 | 446 | 1,246 | 919 |

【事例】

無登録貸金業者ら18人が、多重債務者の名簿を基に融資を勧誘し、約9,800人に法定利息の約38倍から約45倍の高金利で約7億9,600万円を貸し付けた。16年7月までに、貸金業の規制等に関する法律違反(無登録)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(高金利)及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(隠匿)で検挙した(大阪、福岡)。

2 ヤミ金融事犯について、被害人員等、被害額等を継続的に測定することなどにより、その被害の発生状況を把握する。

16年中のヤミ金融事犯の被害人員等は27万9,389人と、前年より減少した。

ヤミ金融事犯被害の発生状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 被害人員等 | 49,663 | 79,454 | 122,115 | 321,841 | 279,389 |
| 被害額等 | 160億3,609万円 | 186億7,510万円 | 159億8,384万円 | 322億3,639万円 | 348億2,775万円 |

3 特定商取引等事犯（注2）について検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

16年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は75事件、検挙人員は229人と、それぞれ前年より増加した。

検挙事件中、高齢者等を対象に、居宅を訪問して建物を点検し、必要のない修繕工事を行う「点検商法」や寝具等を強引に売りつける「押し付け商法」が目立った。

注2：訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等の消費者取引に係る特定商取引に関する法律違反や詐欺等

特定商取引等事犯の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙事件数 | 97 | 116 | 107 | 65 | 75 |
| 検挙人員 | 300 | 282 | 279 | 204 | 229 |

4 特定商取引等事犯について、被害人員等、被害額等を継続的に測定するなどにより、その被害の発生状況を把握する。

16年中の被害人員等は2万7,719人と、前年より減少したが、被害額等は増加した。

特定商取引等事犯の発生状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|---------------|------------|-------------|------------|------------|
| 被害人員等 | 63,190 | 26,532 | 55,689 | 41,784 | 27,719 |
| 被害額等 | 1,049億7,166万円 | 51億3,723万円 | 170億8,451万円 | 79億0,829万円 | 92億0,690万円 |

5 知的財産権侵害事犯について、検挙事件数、検挙人員を継続的に測定することなどにより、その検挙状況を把握する。

16年中の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は359事件、検挙人員は644人と、2年の統計開始以降最多となった。

知的財産権侵害事犯の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙事件数 | 193 | 173 | 246 | 245 | 359 |
| 検挙人員 | 431 | 340 | 435 | 431 | 644 |

6 ネットワーク利用事犯の検挙状況を継続的に測定する。

16年中のネットワーク利用に係る知的財産権侵害事犯の検挙事件数は123事件、検挙人員は178人と、8年の統計開始以降最多となった。

ネットワーク利用事犯の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙事件数 | 36 | 43 | 51 | 74 | 123 |
| 検挙人員 | 49 | 69 | 66 | 111 | 178 |

7 弁護士会、都道府県との合同相談会の開催、権利者と連携した広報啓発活動等関係機関・団体との連携状況を継続的に把握する。

警察、地方公共団体、財務局、弁護士会等を構成員としたヤミ金融対策会議が全都道府県に設置されており、関連情報の交換・集約、被害者への広報啓発活動、相談対応、違法広告物の撤去等を行っている。

参考指標

知的財産権侵害疑義物品の輸入差止実績(財務省)

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 |
|----|-----------|----------|---------|---------|
| 件数 | 1,598 | 2,812 | 6,978 | 7,412 |
| 点数 | 1,099,001 | 1009,958 | 992,908 | 771,306 |

偽ブランド品の輸入・国内生産別状況

| 国内外別 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|---------|-----------|--------|--------|---------|
| 輸入 | 194,270 | 1,910,865 | 31,787 | 71,310 | 113,806 |
| 国内生産 | 428 | 0 | 9,804 | 3,978 | 1,331 |
| 不明 | 7,826 | 12,298 | 23,770 | 20,329 | 28,091 |
| 合計 | 202,524 | 1,923,163 | 65,361 | 95,617 | 143,228 |

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：生活環境課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 1 重要犯罪（注）に対する捜査等の推進

注：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいう。

（説明）

重要犯罪については、平成10年以降、増加傾向が顕著であり、その凶悪性、悪質性及び被害の重大性等から国民の治安に対する不安感を著しく増大させている。これら国民が真に解決を望んでいる重要犯罪に捜査の重点を置き、当該犯罪の抑止に資する的確な捜査を推進する。

また、これら重要犯罪においても、通信手段や交通手段の発達等を背景に、複数の都道府県にまたがって活動する必要が生じている。これらに的確に対応していくために、捜査用資機材の充実、捜査支援システムの効果的な活用を推進するとともに、一層の合同・共同捜査を推進しつつ、府県警察相互間の連携を強化していくための制度、体制の在り方等について検討を進めていく。

重要犯罪の認知件数の増加要因としては、強盗及び強制わいせつの増加によるところが大きい。中でも、コンビニエンスストアを対象とした強盗事件は、模倣性が強く、今後も多発することが懸念されることから、これらを対象とした強盗事件の未然防止のため、防犯基準に基づいた防犯指導等の防犯対策を強力に推進する。

評価期間 3年間（15年から17年まで）

業績指標

1 重要犯罪の認知・検挙状況を継続的に測定することにより、その検挙状況を把握する。

16年中の重要犯罪の認知件数は前年より5.9%減少する一方、検挙率は前年より0.7ポイント向上した。強姦の認知件数は、前年より12.0%減少（検挙人員も17.5%減少）する一方、略取・誘拐、住宅対象の侵入強盗及び放火の認知件数は、それぞれ前年より12.7%、7.3%、5.0%増加した。

| | | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知件数 | 総数 | 18,281 | 21,530 | 22,294 | 23,971 | 22,568 |
| | 殺人 | 1,391 | 1,340 | 1,396 | 1,452 | 1,419 |
| | 強盗 | 5,173 | 6,393 | 6,984 | 7,664 | 7,295 |
| | うち住宅対象侵入強盗 | 654 | 711 | 797 | 891 | 954 |
| | 放火 | 1,743 | 2,006 | 1,830 | 2,070 | 2,174 |
| | 強姦 | 2,260 | 2,228 | 2,357 | 2,472 | 2,176 |
| | 略取・誘拐 | 302 | 237 | 251 | 284 | 320 |
| | 強制わいせつ | 7,412 | 9,326 | 9,476 | 10,029 | 9,184 |
| 検 | 総数 | 11,049 | 11,418 | 11,186 | 12,362 | 11,812 |
| | 殺人 | 1,322 | 1,261 | 1,336 | 1,366 | 1,342 |

| | | | | | | |
|------------------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 拳 件 数 | 強 盗 | 2,941 | 3,115 | 3,566 | 3,855 | 3,666 |
| | 放 火 | 1,372 | 1,540 | 1,234 | 1,448 | 1,513 |
| | 強 姦 | 1,540 | 1,404 | 1,468 | 1,569 | 1,403 |
| | 略取・誘拐 | 272 | 211 | 215 | 231 | 232 |
| | 強制わいせつ | 3,602 | 3,887 | 3,367 | 3,893 | 3,656 |
| 検 拳 人 員 | 総 数 | 9,954 | 9,905 | 10,029 | 10,786 | 9,931 |
| | 殺 人 | 1,416 | 1,334 | 1,405 | 1,456 | 1,391 |
| | 強 盗 | 3,797 | 4,096 | 4,151 | 4,698 | 4,154 |
| | 放 火 | 789 | 783 | 815 | 866 | 867 |
| | 強 姦 | 1,486 | 1,277 | 1,355 | 1,342 | 1,107 |
| | 略取・誘拐 | 180 | 179 | 173 | 151 | 187 |
| | 強制わいせつ | 2,286 | 2,236 | 2,130 | 2,273 | 2,225 |

(参考)

| | | | | | | |
|-------------|--------|------|------|------|------|------|
| 検 拳 率 | 総 数 | 60.4 | 53.0 | 50.2 | 51.6 | 52.3 |
| | 殺 人 | 95.0 | 94.1 | 95.7 | 94.1 | 94.6 |
| | 強 盗 | 56.9 | 48.7 | 51.1 | 50.3 | 50.3 |
| | 放 火 | 78.7 | 76.8 | 67.4 | 70.0 | 69.6 |
| | 強 姦 | 68.1 | 63.0 | 62.3 | 63.5 | 64.5 |
| | 略取・誘拐 | 90.1 | 89.0 | 85.7 | 81.3 | 72.5 |
| | 強制わいせつ | 48.6 | 41.7 | 35.5 | 38.8 | 39.8 |

注1：上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについて未遂罪）を含む。

2 広域化する犯罪に対応するための捜査用資機材の整備状況を把握する。

自動車ナンバー自動読取システム（注2）の整備状況

| | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 整備数 | 540 | 550 | 580 | 580 | 620 |

注2：通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステム

3 共同・合同捜査の推進状況を把握する。

共同捜査とは、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担やその他捜査方針の調整を行うものであり、合同捜査とは、広域重要犯罪の発生時に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行うものである。

共同・合同捜査の実施数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 共同捜査 | 57 | 69 | 74 | 95 | 74 |
| 合同捜査 | 32 | 36 | 43 | 24 | 54 |
| 合 計 | 89 | 105 | 117 | 119 | 128 |

【事例】

16年5月、中国人の男は、他の者と共謀して、三重県四日市市の医師宅に侵入し、就寝中の家人を粘着テープで巻き付けて緊縛し、1人を殺害、1人に重傷を

負わせ、金品を強取した。男らは、東京都内でも同様の手口による強盗事件を敢行していることが判明したため、三重県警察と警視庁が合同捜査を開始し、相互の情報交換、関係場所に対する捜索等を実施した結果、16年11月までに、8人を強盗殺人罪等で逮捕した（三重、警視庁）。

4 コンビニエンスストアを対象とした侵入強盗事件（注3）の認知・検挙状況を継続的に測定する。

16年中のコンビニエンスストアを対象とした侵入強盗事件は、前年より認知事件数、検挙事件数ともに減少する一方、検挙率は1.4ポイント向上している。

注3：午後10時から午前7時までの間に、営業しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットの売上金等を目的として敢行された強盗事件

コンビニエンスストアを対象とした強盗事件の認知・検挙状況（注4）

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 認知事件数 | 394 | 527 | 468 | 742 | 680 |
| 検挙事件数 | 188 | 163 | 225 | 259 | 247 |
| 検挙率 | 47.7 | 30.9 | 48.1 | 34.9 | 36.3 |

注4：警察庁において特別調査により集計したもの

【事例】

16年1月から6月にかけて、男は、他の者と共謀して、長野、栃木、群馬及び埼玉の4県下のコンビニエンスストア15店舗において、店員にナイフを突き付けて脅迫し、現金合計約250万円を強取した。16年6月までに4人を強盗罪で検挙した（長野、栃木、群馬、埼玉）。

5 コンビニエンスストアの防犯対策の推進状況を把握する。

警察庁では、15年12月、防犯体制、現金管理、店舗の構造等について定めた深夜スーパーマーケットの防犯基準を見直して、コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準を策定し、新規採用従業員に対する指導の強化、現金管理の徹底等、事業者に対する防犯指導を推進している。また、16年8月、防犯基準の周知・履行状況を調査し、その結果を踏まえて、コンビニエンスストア・スーパーマーケット強盗防犯対策会議を開催し、業界団体に対して各店舗への防犯指導の徹底、防犯訓練の実施等を指示している。

防犯設備の整備状況（注5）

| | 15年 | 16年 | 増減 |
|--------|-------|-------|------|
| 非常通報装置 | 65.5% | 70.4% | 4.9% |
| 非常ベル | 80.0% | 82.2% | 2.2% |
| 防犯カメラ | 95.4% | 95.9% | 0.5% |
| カラーボール | 65.2% | 72.7% | 7.5% |

注5：各都道府県警察から報告のあったもの

【事例】

千葉県警察では、17年2月、県内のコンビニエンスストア11社90人のスーパー

バイザー（直接、店舗に対し、本部の方針等の指導を行う社員）を対象とした参加・体験・実践型の合同研修会を開催し、防犯に対する知識・技能等の向上を図っている。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：捜査第一課・刑事企画課・生活安全企画課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 2 特定重要窃盗犯(注)に対する捜査の推進

注：侵入窃盗のうち侵入手段としていわゆるピッキング用具を使用するもの、組織的に敢行される自動車盗及び少年等によるひったくりをいう。

(説明)

窃盗犯の中でも特に悪質性が高く、増加傾向がうかがわれる特定重要窃盗犯に捜査の重点を置き、関係機関との連携による総合的な体制を整えること等を通じて、的確な捜査を推進する。

これまでに、「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」(平成13年8月29日国際組織犯罪等対策推進本部決定)に盛り込まれたピッキング用具使用の組織的窃盗及び自動車の盗難・盗難自動車の不正輸出に関する各種施策の推進や組織窃盗対策捜査用資機材の整備、地方警察官の増員を進めているところであるが、今後とも、関連機関との連携等により、的確な捜査をより一層推進していく。

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 特定重要窃盗犯について、関連する事犯の認知・検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

(1) ピッキング用具を使用する侵入窃盗

16年中の侵入窃盗の認知件数は前年より12.8%減少した。中でもピッキング用具を使用した侵入窃盗の認知件数は、前年より53.4%減少(検挙人員も68.0%減少)する一方、検挙率は前年より20.2ポイント向上した。

また、主要5都県(東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知)の認知件数は全体の約7割を占めており、依然として大都市部を中心に発生している。

ピッキング用具を使用する侵入盗の認知・検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 認知件数 | 29,211 | 19,568 | 19,121 | 9,351 | 4,355 |
| うち、主要5都県 | 22,860(78.3%) | 13,772(70.3%) | 13,712(71.7%) | 6,388(68.3%) | 2,942(67.6%) |
| 検挙件数 | - | - | 4,736 | 3,299 | 2,418 |
| うち、主要5都県 | - | - | 3,748(79.1%) | 2,194(66.5%) | 2,063(85.3%) |
| 検挙人員 | 521 | 380 | 423 | 244 | 78 |
| うち、主要5都県 | 343(65.8%) | 213(56.0%) | 242(57.2%) | 144(59.0%) | 34(43.6%) |
| 検挙率 | - | - | 24.8 | 35.3 | 55.5 |
| うち、主要5都県 | - | - | 24.8 | 34.3 | 70.1 |

注1：検挙件数の全国調査は14年1月から開始

注2：15年までは警察庁において特別調査により集計したもの

【事例】

12年8月から16年3月にかけて、中国人の男らは、福建省からの密入国者らを

中心に窃盗グループを組織し、主として中高層マンションを対象に特殊開錠用具を使用するなどして侵入し、現金、パソコン、貴金属等を窃取する空き巣等を広域にわたり敢行した上、盗品を質店、貴金属精錬業者等に売却処分していた。16年9月までに、11都府県にわたる空き巣等窃盗事件等525件（首謀者を含む被疑者24人、被害総額3億4,595万円相当）を解決し、窃盗組織を壊滅させた（京都、大阪、和歌山、兵庫、滋賀、奈良、三重、警視庁）。

(2) 自動車盗

16年中の自動車盗の認知件数は5万8,737件と、前年より5,486件（8.5%）減少し、3年ぶりに6万件を下回った。検挙件数は15.4%増加し、検挙人員は16.9%減少している。

自動車盗の認知・検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知件数 | 56,205 | 63,275 | 62,673 | 64,223 | 58,737 |
| 検挙件数 | 11,415 | 13,390 | 12,791 | 11,931 | 13,765 |
| 検挙人員 | 4,590 | 4,933 | 4,775 | 4,599 | 3,823 |
| 検 挙 率 | 20.3 | 21.2 | 20.4 | 18.6 | 23.4 |

注3：組織的に敢行される自動車盗については、認知件数等が計上できないため、自動車盗の認知件数等を計上している。

【事例】

11年12月から15年11月にかけて、暴力団関係者の男らは、素行不良者等を集めて複数の窃盗グループを組織し、全国各地で高級自動車を対象とした自動車盗を敢行し、車台番号等を改ざんした上、海外へ不正輸出していた。

16年2月までに、26都道府県にわたる自動車盗など窃盗事件等618件（首謀者を含む被疑者56人、被害総額17億330万円相当）を解決し、窃盗組織を壊滅させた（兵庫、大阪、北海道、三重、神奈川、富山、福岡、佐賀）。

(3) ひったくり

16年中のひったくりは、前年より認知件数は15.0%、検挙件数は8.7%、検挙人員は23.5%（少年被疑者の検挙人員は30.9%減少）それぞれ減少している。

ひったくりの認知・検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知件数 | 46,064 | 50,838 | 52,919 | 46,354 | 39,399 |
| 検挙件数 | 14,796 | 12,925 | 18,434 | 14,861 | 13,561 |
| 検挙人員 | 3,072 | 3,078 | 3,158 | 2,953 | 2,259 |
| 少年 | 2,179 | 2,190 | 2,166 | 1,957 | 1,352 |
| 検 挙 率 | 32.1 | 25.4 | 34.8 | 32.1 | 34.4 |

注4：上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。

【事例】

14年12月から16年9月にかけて、14歳から16歳までの少年らは、複数の自動車、オートバイを窃取の上、これらを利用して、一人歩きの女性のバッグ等を窃取するひったくり事件を連続的に敢行していた。16年12月までに、少年15人を検挙し、

兵庫県及び大阪府におけるひったくり、自動車盗等94件（被害総額582万円相当）を解決した（兵庫）。

2 関係機関との連携状況を把握する。

(1) ピッキング用具を使用する侵入窃盗・組織的な自動車盗

13年7月に政府に設置された国際組織犯罪等対策推進本部で、特に重点的、計画的に取り組むべき対策として策定された「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」に盛り込まれた次の諸対策を推進している（以下括弧内は連携している省庁、団体名）。

ア ピッキング用具を使用する侵入窃盗

関係省庁及び建物部品の関連民間団体から成る官民合同会議により防犯性能の高い錠の開発・普及を促進している。また、13年3月に警察庁と国土交通省が合同して作成した「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に基づく共同住宅の普及を図った（国土交通省）。

イ 組織的な自動車盗

(ア) 自動車盗防止対策

a イモビライザ(注5)の普及促進（経済産業省、国土交通省）

注5：現在、盗難防止に最も有効とされる電子式移動ロック装置であり、エンジンキーに埋め込まれている送信機のIDコードと車体本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければエンジンが始動しない仕組みとなっている。17年3月現在、国内自動車メーカーの約128車種に装備(オプション設定を含む)されている（14年3月時点では約40車種）。

b 自動車盗の手口に係る情報の提供（日本自動車工業会等）

14年10月、日本自動車工業会等へ自動車盗の手口に係る情報を提供し、盗難防止性能の高い自動車の開発を働き掛けている。

(イ) 盗難自動車の国内流通防止対策

a 登録事項等証明書等の交付に当たっての厳格な運用等（国土交通省）

13年12月から運輸支局等による登録事項等証明書(注6)の交付申請者及び自動車検査証の再交付申請者等に対する本人確認を実施している。

注6：登録事項その他の自動車登録ファイルに記載されている事項（所有者、使用者等）を証明した書面（道路運送車両法第22条）

b 盗難自動車の不正登録の未然防止対策（国土交通省）

13年11月から自動車盗難被害者に対する運輸支局等への届出を勧奨し、当該届出を受理した運輸支局等における不正な名義変更等を防止している。

また、16年7月からは、警察の盗難自動車等に関する情報を運輸支局等で活用できる体制を構築し、連携を強化している。

c 中古自動車市場における盗難自動車の発見（日本オートオークション協議会、日本損害保険協会、全国共済農業共同組合連合会）

14年8月、日本オートオークション協議会では、オークションで盗難

自動車が発見された際の通報体制を確立した。

(ウ) 盗難自動車の不正輸出阻止対策

a 盗難自動車に対する情報交換等（財務省）

13年2月から盗難自動車に関する通報・連絡窓口を明確化することにより、情報交換をより積極的に行うなど、盗難自動車の輸出を警察と税関の連携により阻止するための対策を実施している。

さらに、14年4月からは、警察の盗難自動車に関する情報を税関で活用できる体制を構築している。

b 埠頭に出入りする車両の入場規制等の港湾管理の強化（財務省、国土交通省）

14年4月から、国際港湾の敷地外周へのフェンス設置、防犯カメラの設置、夜間巡回の強化等、盗難自動車の不正輸出の阻止を図るために必要な措置をとるよう要請している。

(2) 少年等によるひったくり

日本自転車協会への蓋付き前かごを標準装備した自転車の製造・販売の要請、都道府県防犯協会と協力したひったくりから身を守るための啓発ビデオの作成・配布、各種イベントにおけるひったくり防止ネットの配布、あっせん等を行っているほか、地方公共団体により多発地区にスーパー防犯灯が整備されるなど防犯対策を推進している。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：捜査第一課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 3 政治的・構造的不正の追及の強化

(説明)

政治公務員等による汚職事件や国会議員らによる政策担当秘書給与詐取事件等、政治とカネをめぐる不正事案が相次いで顕在化する一方で、買収等の選挙違反も依然として横行しており、こうした不正が議会制度を始めとする我が国統治機構に対する国民の信頼を根底から覆すものであることから、捜査体制の整備や捜査員の育成強化に加え、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及を強化する。

[平成16年中に講じた施策]

贈収賄事件等の捜査の現状と問題点や捜査指揮要領等についての教育の実施

評価期間 3年間(15年から17年まで)

業績指標

1 政治的・構造的不正事案の検挙事件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

16年の政治的・構造的不正事案(公職選挙法違反事件を除く。)の検挙事件は83件と、前年より15件(22.1%)増加している。

政治的・構造的不正事案の検挙事件数(注1)

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 贈 収 賄 | 64 | 85 | 73 | 55 | 72 |
| 談合・競売入札妨害 | 20 | 20 | 15 | 12 | 11 |
| あっせん利得処罰法違反 | - | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 政治資金規正法違反 | 1 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| 合 計 | 85 | 106 | 93 | 68 | 83 |

注1:警察庁において特別調査により集計したもの

【事例】

元社会保険庁運営部課長は、国民年金保険料収納事務を行うに当たって導入決定した金銭登録機の購入につき、情報処理機器製作会社が発注を受けられるように有利な取り計らいを受けたことなどに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、16年3月ころ、情報機器製作会社代表取締役から現金数十万円を収受した。16年9月、収賄罪で検挙した(警視庁)。

衆議院選挙、参議院選挙及び統一地方選挙における検挙人員(注2)

注2:選挙期日後90日現在の統計(警察庁において特別調査により集計した数値)である。

・ 衆議院選挙

| 罪種 | 第43回衆議院議員総選挙(H15.11.9) | | 第42回衆議院議員総選挙(H12.6.25) | |
|------|------------------------|------|------------------------|------|
| | 検挙人員 | うち逮捕 | 検挙人員 | うち逮捕 |
| 買収 | 640 | 142 | 1,133 | 169 |
| 自由妨害 | 27 | 23 | 28 | 17 |
| 戸別訪問 | 20 | 3 | 60 | 0 |
| 文書違反 | 41 | 0 | 89 | 3 |
| その他 | 62 | 38 | 65 | 21 |
| 合計 | 790 | 206 | 1,375 | 210 |

・ 参議院選挙

| 罪種 | 第20回参議院議員通常選挙(H16.7.11) | | 第19回参議院議員通常選挙(H13.7.29) | |
|------|-------------------------|------|-------------------------|------|
| | 検挙人員 | うち逮捕 | 検挙人員 | うち逮捕 |
| 買収 | 266 | 74 | 559 | 116 |
| 自由妨害 | 44 | 30 | 35 | 26 |
| 戸別訪問 | 9 | 0 | 58 | 0 |
| 文書違反 | 16 | 0 | 108 | 2 |
| その他 | 64 | 36 | 109 | 49 |
| 合計 | 399 | 140 | 869 | 193 |

・ 統一地方選挙

| 罪種 | 第15回統一地方選挙(H15.4.13及び4.27) | | 第14回統一地方選挙(H11.4.11及び4.25) | |
|------|----------------------------|------|----------------------------|------|
| | 検挙人員 | うち逮捕 | 検挙人員 | うち逮捕 |
| 買収 | 3,131 | 492 | 3,725 | 612 |
| 自由妨害 | 48 | 40 | 27 | 22 |
| 戸別訪問 | 11 | 0 | 2 | 0 |
| 文書違反 | 52 | 5 | 67 | 1 |
| その他 | 154 | 92 | 214 | 51 |
| 合計 | 3,396 | 629 | 4,035 | 686 |

【事例】

地区農民連盟幹部らは、16年4月上旬ころから7月上旬ころにかけて、選挙運動員十数名に対し、立候補予定者への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、現金合計数百万円を供与した。16年9月、公職選挙法違反（買収）で検挙した（北海道）。

2 政治的・構造的不正の追及の強化を図るための取組状況を把握する。

- ・ 捜査第二課に所属し贈収賄事件等の政治的・構造的不正事案の捜査を指揮する特別捜査班班長を対象とした全国特捜班長会議を開催し、政治的・構造的不正事案の捜査における諸問題について、協議、検討を行った。
- ・ 特別捜査班班長を対象とした研修（重要知能犯特捜専科、専科生28人）を実施し、贈収賄事件等の捜査の現状と問題点、捜査指揮要領等について教育した。
- ・ 贈収賄事件等の政治的・構造的不正事案の捜査を担当する警部補を対象とした研修（知能犯捜査技能専科、専科生34人）を実施し、贈収賄事件等の捜査の現状と問題点、情報収集・内偵捜査の要領等について教育した。

分析結果：(評價期間未了)

政策所管課：搜查第二課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 4 告訴・告発への取組みの強化

(説明)

告訴・告発(知能犯罪にかかわるものに限る。以下同じ。)については、社会・経済情勢や国民の意識の変化により、平成12年以後、相談及び事件受理件数が急増していることから、国民の権利を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

これまでに、地方警察官の増員を始めとする捜査体制の確保等各種取組みを推進してきたところであるが、告訴・告発事件の内容の複雑化に伴い、処理に要する手間が増大する中、捜査体制等がいまだ必ずしも十分でないため、依然として多数の未処理件数を抱えていることから、引き続き捜査体制及び指導体制を強化するなどして、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 告訴・告発の受理・処理件数を継続的に測定するなどにより、その取扱状況について把握する。

16年の受理件数は2,468件、処理件数は2,742件と、それぞれ前年より79件(3.1%)減少し、163件(6.3%)増加した。未処理件数は3,257件と、前年より274件(7.8%)減少した。

告訴・告発の受理件数・処理件数・未処理件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受理件数 | 3,449 | 3,319 | 3,035 | 2,547 | 2,468 |
| 処理件数 | 2,713 | 3,167 | 3,339 | 2,579 | 2,742 |
| 未処理件数 | 3,715 | 3,867 | 3,563 | 3,531 | 3,257 |

告訴・告発の処理状況

| | 14年 | 15年 | 16年 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 受理後1年未満の件数 | 2,041(61.1%) | 1,474(57.2%) | 1,589(58.0%) |
| 受理後1年以上の件数 | 1,298(38.9%) | 1,105(42.8%) | 1,153(42.0%) |
| 合計 | 3,339(100%) | 2,579(100%) | 2,742(100%) |

告訴・告発の未処理状況

| | 14年 | 15年 | 16年 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 受理後1年未満の件数 | 1,569(44.0%) | 1,494(42.3%) | 1,325(40.7%) |
| 受理後1年以上の件数 | 1,994(56.0%) | 2,037(57.7%) | 1,932(59.3%) |
| 合計 | 3,563(100%) | 3,531(100%) | 3,257(100%) |

注1：処理に時間がかかる理由としては、事件の複雑化・広域化に伴い膨大な裏付け捜査が必要となり、捜査が長期に及んでいること、必要な捜査を尽くしたが被告・告発人が不詳であったり、長期間所在不明となっており、捜査を進展させることが困難となっていることなどが考えられる。

【事例】

元会社経営者らは、失業等給付金の基本手当を詐取しようとして、学生ら八十数人を架空の従業員として雇用保険手続をさせた後、解雇したように装い、同学生らの居住地を管轄する職業安定所に対し内容虚偽の求職票等を提出して雇用保険受給資格を取得し、14年2月から同年12月にかけて二百数十回にわたり、内容虚偽の雇用保険給付金の請求をして、職業安定所から総額約3,900万円を騙し取った。16年4月以降、被疑者九十数人を検挙した。本件は、告訴の受理の段階から広範な捜査が予想されたため、警察本部告訴捜査専従班や警察署指定捜査員を集中的に投入するなど、捜査体制を強化した（捜査期間約1年10か月、北海道）。

2 告訴・告発の取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図るための取組状況を把握する。

(1) 指導・教育の強化

- ・ 12年以降、毎年、全国の告訴専門官（注2）を対象とした告訴専門官会議を開催し、告訴・告発に関する現状認識、告訴・告発の取扱いの適正化に向けた告訴専門官の役割、迅速的確な捜査の推進方策等について協議している。

注2：警察署における告訴・告発の取扱いの現状を常に把握するとともに、専門的・技術的指導等を行うために、各都道府県警察本部捜査第二課に設置された職であり、民・商事に係る法令・実務知識に通じた警視又は警部の階級にある者をもって充てられている。

- ・ 13年度以降、毎年、告訴専門官を補助する警部又は警部補を対象とした研修（告訴・告発捜査専科、専科生30名）を実施し、告訴・告発の現状と問題点相談への対応、受理、処理の要領等について教育している。
- ・ 12年以降、毎年、警察庁職員が都道府県警察本部、警察署に赴き、告訴・告発に関する実態調査及び指導を実施している。
- ・ 都道府県警察に対して、告訴・告発捜査強化月間等の指定、検察との連絡協議会の設置等を推奨している。

(2) 評価の見直し

告訴・告発事件への取組みについては、社会的反響の大きいものや立証に困難を伴う事件もあり、着実に捜査を行っている部署・個人に十分な評価を行い、その士気高揚を図るため、12年以降、告訴・告発事件捜査に係る賞揚を行っている。また、これに伴い、各都道府県警察でも、同様に評価を見直している。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：捜査第二課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 5 科学的・合理的な捜査の推進

(説明)

科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するため、鑑識資機材の充実、鑑識技術への最先端の科学技術の導入等を図ることにより、科学的・合理的な捜査を推進する。

これまでに、鑑識活動の強化や鑑定的高度化等の施策を行ってきたところであるが、今後とも、より一層、科学捜査のための研究を進めるなどにより、科学捜査力を強化していく。

[平成16年中に講じた施策]

遺留資料DNA型情報検索システムの導入
三次元顔画像識別システムの拡充整備

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 科学技術の発達に応じた捜査用資機材・鑑識資機材の整備状況を把握する。

パソコン、パソコン用プリンター等の機器の普及、高性能化を背景として、これらの機器を用いた巧妙な通貨偽造・文書偽造・有価証券偽造等の事件について、出力文書解析装置(注1)を活用した事例が増加している。

12年から整備を開始し、16年までに全国都道府県警察に整備が完了した。

注1：高精細のカラーキャナ、高解像度デジタルカメラ、パソコン等で構成され、カラーコピー機やプリンタ等で偽造された紙幣、有価証券、運転免許証等を解析して、コピー機等のメーカー、機種等を特定するための装置

出力文書解析装置の整備状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 整備都道府県警察数 | 8 | 10 | 11 | 11 | 7 | 47 |
| 整備台数 | 8 | 10 | 11 | 11 | 7 | 47 |

2 各種捜査用資機材・鑑識資機材の活用状況を把握する。

(1) 掌紋自動識別システム(注2)の活用

指紋及び掌紋は、「万人不同」、「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、掌紋自動識別システムは、指紋自動識別システムと共に、犯罪捜査に活用されている。

注2：被疑者の掌紋をコンピュータに登録して、犯罪現場等に遺留された掌紋との照合等の業務を迅速かつ効率的に行うことを可能とするシステムであり、警察庁に設置された電子計算機・端末装置及び全国の警察本部に設置された端末装置並びにこれらを結ぶデータ伝送回線から構成される。

【事例】

16年6月に発生した殺人事件について、犯罪現場に置かれていたテーブルの上面から、犯人が印象した可能性の高い遺留掌紋を採取した。これを掌紋自動識別システムにより照合した結果、容疑者が判明した（神奈川県）。

(2) 画像処理装置（注3）及び三次元顔画像識別システムの活用

金融機関等に対する防犯ビデオ等の設置台数の増加に伴って、犯人の顔貌等が防犯ビデオ等に撮影されていることも多くなっている。このような画像を画像処理装置を用いて鮮明にしたり、三次元顔画像識別システムを用いて被疑者を特定したりするなど犯罪捜査に活用している。

注3：事件現場で撮影された防犯ビデオ等の画像のブレの修正や、色調補正等の画像鮮明化処理を行う装置で、全国都道府県警察に整備されている。

【事例】

15年7月に東京都で発生したATM機から多額の現金を窃取する事件について、防犯ビデオに映し出された犯人の画像が不鮮明であったので、画像処理装置を利用して画像を鮮明化した上で公開手配を行ったところ、15年秋ころ被疑者に関する情報が寄せられた。

その後、三次元顔画像識別システムにより取得した被疑者の顔画像と別の窃盗事件の現場で防犯ビデオに映し出された犯人の顔画像とを、同システムにより異同識別したところ、同一人物であるとの鑑定結果が得られ、余罪約180件、被害総額約3億円の窃盗事件を解決した（警視庁）。

(3) 出力文書解析装置の活用状況

【事例】

15年10月、埼玉県で発生した偽造紙幣を使用した事件について、出力文書解析装置による偽造紙幣の特徴等を分析した結果、偽造紙幣の作成に使用されたカラー複写機等を特定し、16年4月、被疑者を検挙した（埼玉）。

3 DNA型鑑定（注4）の活用状況を把握する。

15年8月から、国際的に利用されているフラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いた短鎖DNA型鑑定法を都道府県警察に導入した。

新たに導入した検査法は、従来の検査法に比べ

- ・ 個人識別精度が飛躍的に向上すること
- ・ 古い微量な資料からの鑑定が可能となること
- ・ 検査の自動化により鑑定時間が短縮されること
- ・ 検査の客観性・信頼性が高まること

等の利点があり、犯罪捜査に大きく貢献している。

注4：ヒトの細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）の塩基配列を分析することによって個人を高い精度で識別する鑑定法であり、警察では、元年から犯罪捜査に活用している。

DNA型鑑定を実施した事件数は増加傾向にあり、16年中の事件数は、前年より1,194件増加している。

DNA型鑑定事件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 鑑定事件数 | 508 | 662 | 740 | 1,123 | 2,317 |

【事例】

15年3月ころ発生した行方不明事件について、捜査により容疑者が判明し、遺体を山中で焼却した旨の自供を得て、16年3月、被疑者を逮捕した。

発見された遺体は焼損が著しく、従来のDNA型鑑定では身元確認が困難であったが、フラグメントアナライザーを利用することで、遺体のDNA型と被害者使用の歯ブラシから得られたDNA型が一致する鑑定結果が得られ、被疑者の犯行を裏付けた（大分）。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：犯罪鑑識官

基本目標3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標1 民事介入暴力対策の強化

(説明)

暴力団等が組織の威力を背景に、市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力に国民が身近な不安を感じていることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応、社会運動等標ぼうゴロ等対策の推進等を行うことにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から市民を守る。

[平成16年中に講じた施策]

警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(注1)での暴力団関係相談(注2)の適切な受理及び処理

注1: 民事介入暴力対策及び暴力団排除活動の中核として、相談業務を始め、少年を暴力団から守る活動、民間の暴力団排除活動に対する援助、暴力団事務所の撤去活動の支援、暴力団員による不当な行為の被害者への見舞金の支給、暴力団員の組織離脱の支援等の事業を行う、都道府県公安委員会により指定された公益法人

注2: 暴力団員による不当な行為に関する相談、暴力団からの離脱に関する相談、暴力団事務所に関する相談の他、暴力団員等の行為又は暴力等の存在若しくは活動に起因する被害、不安、困難に係る相談等、助言、援助、情報の提供等を求める一切の相談

民事介入暴力に対する基本的な考え方を修得し実務に活用することを目的とした研修(民事介入暴力対策専科)の実施

弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターとの連携強化

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 暴力団関係相談、相談を端緒とした刑事事件検挙及び行政命令、責任者講習の開催並びに援助の措置の実施について、件数を継続的に測定するなどによりその運用状況を把握する。

(1) 暴力団関係相談

16年中に警察及び都道府県センターが受理した相談の件数は、全国で3万8,516件(警察:2万1,217件、都道府県センター:1万7,299件)と、前年より1,496件(警察:1,985件減、都道府県センター:489件増)減少した。

警察における受理件数は、過去数年に比べ減少したが、都道府県センターにおける受理件数は、近年、一貫して増加傾向を示しており、都道府県センターにおける暴力団関係相談業務が広く国民に周知され、必ずしも刑罰法令に触れるとも限らない事案に係るものを中心に、より多くの相談が都道府県センターに寄せられるようになっているものと考えられる。

警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団関係相談の件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談総数 | 40,417 | 36,669 | 39,659 | 40,012 | 38,516 |
| うち警察受理 | 27,473 | 23,097 | 24,025 | 23,202 | 21,217 |
| うち都道府県センター受理 | 12,944 | 13,572 | 15,634 | 16,810 | 17,299 |

(2) 相談を端緒とした事件検挙及び行政命令

16年中に警察で受理した暴力団関係相談を端緒とした事件検挙は961件、行政命令の発出は1,429件と、それぞれ前年より158件、52件減少している。

警察で受理した暴力団関係相談を端緒とした刑事事件の検挙件数及び行政命令の発出件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事件検挙件数 | 1,661 | 1,322 | 1,368 | 1,119 | 961 |
| 行政命令発生件数 | 1,427 | 1,799 | 1,731 | 1,481 | 1,429 |

(3) 不当要求防止責任者の選任等

各事業所において、暴力団員による不当要求の被害を防止するための不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）が選任され、都道府県公安委員会及び都道府県センターが、それらを対象とした講習（以下「責任者講習」という。）を実施している。16年4月1日現在、全国で34万6,978人の責任者が選任されており、前年より2万7,764人増加している。

不当要求防止責任者数、責任者講習実施回数及び責任者講習受講者数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 責任者数 | 256,817 | 272,983 | 294,282 | 319,214 | 346,978 |
| 責任者講習実施回数 | 1,616 | 1,578 | 1,734 | 1,619 | 1,443 |
| 責任者講習受講者数 | 54,290 | 56,078 | 64,156 | 67,340 | 81,665 |

(4) 援助の措置

都道府県公安委員会は、暴力的要求行為等の相手方や暴力団員による犯罪の被害者に対して、本人からの申出に基づき、暴力団員から受けた被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を推進している。16年中の暴力団対策法に基づく援助の措置の件数は53件と、前年より28件減少した。

援助の措置の件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|-----|--------|-----|-----|-----|
| 援助の措置の件数 | 127 | (88) | 130 | 81 | 53 |

注3：13年は暴力団対策法第13条第2号に基づく措置のみを集計したものの。

2 民事介入暴力対策における弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況を把握する。

警察庁では、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターとの連携を図るとともに、都道府県警察では、都道府県の単位弁護士会及び都道府県センターの三者間の情報交換の場として「民暴研究会」（注4）を設置し、具体的な民事介入暴力事案等に関する民事訴訟支援等に取り組んだ。

注4：定期的に各都道府県警察、各单位弁護士会民事介入暴力対策委員会及び各都道府県センターの間で情報交換等を行う会合

暴力団関係事案に係る民事訴訟支援件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 民事訴訟支援件数 | 94 | 152 | 145 | 136 | 81 |

注5：民事介入暴力事案以外に関する民事訴訟支援を含む。

【事例】

県内の法人から「競売物件である3階建てのビルが、五代目山口組傘下組織の事務所として使用されてしまい困っている」との相談を受理したことから、県弁護士会及び県センターと三者協議会連携チームを編成し、同ビルの建物明渡訴訟について、情報の提供や保護対策の実施等必要な支援を行った結果、債権者側勝訴の決定がなされた。この決定に基づき、県弁護士会民暴委員会が直ちに強制執行による建物明け渡しの準備に入ったが、相手側の弁護士から任意に退去したい旨の申出があり、16年2月までに組関係者が立ち退き、同組事務所を撤去させることに成功した（大分）。

3 社会運動等標ぼうゴロ等対策の状況を把握する。

16年中の社会運動等標ぼうゴロ等（注6）の検挙件数は337件と、前年より81件減少した。

注6：社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、会社ゴロ等

社会運動等標ぼうゴロ等の検挙件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙件数 | 414 | 497 | 566 | 418 | 337 |

【事例】

政治活動標ぼうゴロ代表（40）及び山口組傘下組織幹部（39）らは、市発注の工事に従事していたダンプカーから土砂が落下し、同代表らの自動車に傷が付いたと因縁を付け、15年7月、同市職員に対して同工事の約2か月間の中断を強要するとともに、同年8月、同受注業者から現金700万円を脅し取った。16年1月、同人らを恐喝罪で逮捕した（兵庫）。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：暴力団対策課

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 2 資金源対策の徹底

(説明)

資金獲得犯罪の検挙、不正に獲得した収益のはく奪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)に基づく中止命令(注1)及び再発防止命令(注2)の発出、各種営業等からの暴力団排除等の資金源対策を徹底することにより、暴力団等の存立基盤の弱体化を図る。

注1：指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その中止を命じる行政処分

注2：指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その指定暴力団員等が同様の行為を反復して行うおそれがあると認めるときに、その再発を防止するために必要な事項を命令する行政処分

[平成16年中に講じた施策]

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の不法収益のはく奪規定の積極的適用

指定暴力団の資金獲得活動に対する暴力団対策法の積極的適用

国及び地方公共団体と連携した、貸金業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種業からの暴力団排除の推進

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 暴力団構成員等による資金獲得犯罪の検挙状況を把握する。

(1) 伝統的資金獲得犯罪

暴力団構成員等による伝統的資金獲得犯罪の検挙人員は減少傾向にあるものの、依然として、暴力団構成員等の総検挙人員の32.0%を占めている。

暴力団構成員等による伝統的資金獲得犯罪の検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検挙人員 | 31,054 | 30,917 | 30,824 | 30,550 | 29,325 |
| 覚せい剤 | 7,720 | 7,298 | 6,699 | 6,016 | 5,412 |
| 恐喝 | 3,290 | 3,070 | 2,954 | 3,092 | 2,808 |
| 賭博 | 1,164 | 1,238 | 1,374 | 780 | 837 |
| ノミ行為等(注3) | 736 | 494 | 371 | 240 | 322 |
| 合計 | 12,910 | 12,100 | 11,398 | 10,128 | 9,379 |

注3：ノミ行為等の欄には、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

(2) その他の資金源に対する取組み

貸金業規制法及び出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 貸金業規制法違反による検挙人員 | 41 | 64 | 52 | 130 | 129 |
| 出資法違反による検挙人員 | 57 | 76 | 68 | 258 | 160 |

暴力団は、企業活動の利用、金融・不良債権関連事犯等への関与、企業対象暴力及び行政対象暴力、詐欺や窃盗・強盗から、NPO法人の立場を悪用した企業対象暴力、雇用促進に関する各種給付制度の悪用まで、資金獲得活動を多様化・不透明化させている。

【事例】

山口組傘下組織組長（57）は、13年7月、自己が実質的に経営する土木工学会社が特定建設業の許可を申請する際、県の指名業者として高い評価を得る目的で、資本金額を偽装した商業登記簿謄本を添付するなどして、虚偽の申請をして許可を受けた。16年9月、建設業法違反等で逮捕した（兵庫）。

- 2 暴力団構成員等が得た違法・不当な収益のはく奪について、組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング罪の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その推進状況を把握する。

組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング罪の暴力団構成員等の検挙件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総数 | 1 | 7 | 16 | 35 | 40 |
| 10条（隠匿） | 1 | 5 | 9 | 25 | 29 |
| 11条（收受） | 0 | 2 | 7 | 10 | 11 |

【事例】

山口組直系組長（66）は、16年1月から3月にかけて、3回にわたり、同組幹部らが高金利の貸付けによる利息として得た犯罪収益等であることを知りながら、同組組員を介し、現金合計75万円を收受した。同年6月、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で逮捕した（大阪）。

（参考指標）

金融機関等からの「疑わしい取引に関する情報」（注4）の受理件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 疑わしい取引に関する情報の受理件数 | 7,242 | 12,372 | 18,768 | 43,768 | 95,315 |

注4：組織的犯罪処罰法第56条に基づき提供を受けるもの。上記の数値は、金融庁が受理したもの。

不正収益のはく奪状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----------|---------|-----------|-----------|------------|
| 没収件数 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 没収額 | 2,059,530 | 768,500 | 1,198,819 | 2,824,573 | 43,636,543 |
| 追徴件数 | 1 | 1 | 5 | 2 | 5 |

| | | | | | |
|---------|-----------|-----------|------------|-----------|-------------|
| 追徴額 | 3,377,113 | 5,105,000 | 90,804,817 | 2,833,000 | 123,680,840 |
| 起訴前保全件数 | 1 | 1 | 4 | 3 | 5 |
| 起訴前保全額 | 2,060,055 | 768,500 | 3,975,630 | 8,159,061 | 11,027,943 |

注5：没収件数・額、追徴件数・額はそれぞれ判決確定時を基準に計上している。

3 暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令について、その発出件数を継続的に測定するなどにより、活用状況を把握する。

16年中における中止命令の発出件数は2,717件と、前年より108件（4.1%）増加した。また、再発防止命令の発出件数は161件と、前年より47件（41%）増加した。

行政命令の発出件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中止命令 | 2,185 | 2,238 | 2,599 | 2,609 | 2,717 |
| 再発防止命令 | 95 | 96 | 141 | 114 | 161 |

【事例】

山口組傘下組織幹部（43）は、16年1月、パチンコ店従業員に対し、同組の威力を示して用心棒料を要求したことなどから、さらに反復して類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認め、同年6月、みかじめ料等を要求してはならない旨の再発防止命令を発出した（大分）。

4 各種業や公共事業からの暴力団排除に係る活動状況を把握する。

(1) 各種業からの暴力団排除活動

12年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、同法に産業廃棄物処理業からの暴力団排除に関する条項が盛り込まれるとともに、警察本部長等の都道府県知事に対する意見陳述等の規定が整備された。16年中は、許可審査時の照会に対し、17件の意見陳述を行った結果、すべての業者が不許可となった。また、4件の自主的な意見陳述をし、すべての業者が許可を取り消された。

建設業及び宅地建物取引業については、都道府県警察本部と知事部局、国土交通省地方整備局等との情報連絡体制を構築して暴力団排除を推進している。建設業の許可及び公共工事に係る有資格業者の審査時の照会に対し、17件の回答をした結果、うち15業者が不許可等、1業者が指名停止処分等となった。また、70件の通報をし、うち11業者が許可取消処分等、56業者が指名停止処分等となった。

宅地建物取引業については、免許審査時の照会に対し、3件の回答をした結果、すべての業者が免許を取得できなかった。また、1件の自主的な意見陳述を行った結果、業者は許可を取り消された。

暴力団関係事業者の産業廃棄物処理業等の不許可・許可取消状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 暴力団排除状況 | 10 | 60 | 53 | 22 | 21 |
| 照会を受け回答したもの | 10 | 46 | 31 | 14 | 17 |
| 通報したもの | 0 | 14 | 22 | 8 | 4 |

暴力団関係事業者の建設業・宅地建物取引業の不許可・許可取消状況
(建設業)

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 暴力団排除状況 | 47 | 49 | 62 | 101 | 83 |
| 照会を受け回答したもの | 22 | 24 | 25 | 29 | 16 |
| 通報したもの | 25 | 25 | 37 | 72 | 67 |

(宅地建物取引業)

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 暴力団排除状況 | 5 | 2 | 3 | 6 | 4 |
| 照会を受け回答したもの | 3 | 1 | 2 | 6 | 3 |
| 通報したもの | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 |

【事例】

産業廃棄物処理会社が外国人2名を不法就労させていた事件を捜査する過程で、同社が山口組傘下組織幹部に対し役員報酬を支払っており、同社の人事権が同幹部に掌握されているなど、同社の事業活動が暴力団構成員等に支配されていることを把握し、三重県に対し、その旨の意見陳述を行った。16年3月、三重県は、同社の産業廃棄物処理業の許可を取り消した(三重)。

(2) 公共事業からの暴力団排除

公共事業から暴力団を排除するため、都道府県警察から地方公共団体に対し、指名停止基準に暴力団排除に関する条項を盛り込むことを申し入れるとともに、都道府県警察と地方公共団体との間で情報交換、暴力団排除に関する合意書を締結するなど、連携を緊密にしている。

16年末現在、2,997団体中2,144団体で、暴力団排除条項・要綱等の整備が完了している(整備率71.5%)。

【事例】

15年11月、銀行から、「建設業者から融資の依頼を受けたが、その言動から、そのうち1人は暴力団員ではないか」との相談を受理した。調査の結果、来店した者は、県の発注する公共工事の入札参加資格業者である建設会社の社長と山口組傘下組織組員等であり、同社長は同組員が暴力団員であることを知りながら報酬を支払って銀行との融資交渉を依頼したことが判明したことから、県の建設工事暴力団対策要綱措置要件の「暴力団関係者を不正に使用した」場合に該当する旨を県に通報した。これを受け、県は、16年1月、同社を指名除外6か月間の処分とした(長崎)。

5 行政対象暴力の排除に係る活動状況を把握する。

全国の地方公共団体に対し、暴力団等の不当要求等に対する組織的な対応を規

定するいわゆるコンプライアンス条例・要綱等（以下「要綱等」という。）（注6）の制定を働き掛けており、16年末現在で、全国の地方公共団体の72.6%において制定されている。

注6：行政の公正な職務執行を実現するため、不当な要求等を防止することを目的として定められた条例・要綱等

【事例】

山口組傘下組織関係者（54）らは、市が委託する市民まつりの会場警備への参入を求め、市の担当職員に対し、要求を受け入れなければ市民まつりを妨害する旨脅迫したが、市は、不当要求行為等に関する規則に基づき組織的対応を図り、警察に届け出た。16年8月、警察は、同人らを強要罪で逮捕した。また、同市は、同規則に基づいて、この警備会社を指名停止処分とした（兵庫）。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：暴力団対策課・企画分析課

基本目標3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去

(説明)

銃器等を用いた対立抗争事件等が市民社会の大きな脅威となっていることから、暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の積極的活用や銃器等の取締りの徹底による対立抗争の拡大防止を図ることなどにより、暴力団等が市民社会に及ぼす危険を除去し、市民の平穏な生活を確保する。

[平成16年中に講じた施策]

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の加重処罰規定の積極的適用

対立抗争等の被害者の被害回復の充実を図ることを目的とした暴力団対策法の改正

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 市民社会の大きな脅威となっている暴力団による犯罪の検挙件数等を継続的に測定することにより、取締りの状況を把握する。

16年中の暴力団構成員等による犯罪の検挙件数は5万1,305件と、前年より1,571件(3.0%)減少した。また、暴力団構成員等の検挙人員は2万9,325人と、前年より1,225人(4.0%)減少した。

暴力団構成員等の検挙人員を罪種別に見ると、覚せい剤取締法違反が5,412人(構成比18.5%)と最も多く、次いで傷害4,319人(同14.7%)、窃盗3,265人(同11.1%)、恐喝2,808人(同9.6%)、詐欺1,821人(同6.2%)の順になっている。

暴力団構成員等の検挙件数及び検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検挙件数 | 50,650 | 46,768 | 49,217 | 52,876 | 51,305 |
| 検挙人員 | 31,054 | 30,917 | 30,824 | 30,550 | 29,325 |

(参考指標)

暴力団構成員等の合計数は、8年以降微増傾向にあり、16年末現在で約8万7,000人で、引き続き微増しており、特に準構成員の増加が目立つ。

準構成員が増加している要因としては、暴力団構成員とならないことにより取締りを逃れつつ、暴力団との関係を維持し、暴力団の威力を利用する者が増加したこと、暴力団関係企業の取締りを強化した結果、その過程において暴力団の周辺にいる準構成員の実態が判明したことなどがあると考えられる。

暴力団構成員等の数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 83,600 | 84,400 | 85,300 | 85,800 | 87,000 |
| 構成員数 | 43,400 | 43,100 | 43,600 | 44,400 | 44,300 |
| 準構成員数 | 40,200 | 41,300 | 41,700 | 41,400 | 42,700 |

2 暴力団の対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件について、その件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。

16年中の対立抗争事件数は6件と、前年より1件減少し、また、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数は85件と、前年より19件減少した。

最近の対立抗争のほとんどは、短期間で終結しており、不法事案に伴う銃器使用も低下している。

暴力団等に係る対立抗争事件及び銃器発砲事件の発生状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 発生事件数(注1) | 5 | 5 | 7 | 7 | 6 |
| 発生回数 | 18 | 81 | 28 | 44 | 31 |
| うち銃器使用回数 | 16 | 71 | 21 | 32 | 19 |
| 銃器使用率 | 88.9 | 87.7 | 75.0 | 72.7 | 61.3 |
| 銃器発砲事件(注2) | 92 | 178 | 112 | 104 | 85 |

注1：特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを1事件とする。

注2：暴力団構成員及び準構成員による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

3 暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の発出件数を継続的に測定することなどにより、その推進状況を把握する。

16年は、事務所使用制限命令の発出はなかった。

事務所使用制限命令の発出件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発出件数 | 0 | 8 | 0 | 6 | 0 |

4 暴力団等からのけん銃の押収について、暴力団構成員等からのけん銃押収丁数を継続的に測定することにより、その推進状況を把握する。

16年中のけん銃の押収丁数は309丁と、前年より25丁(7.5%)減少した。

暴力団構成員等からのけん銃押収丁数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 押収丁数 | 564 | 591 | 327 | 334 | 309 |

【事例】

五代目会津小鉄会傘下組織幹部(54)は、同人が管理する空き家のトイレの床下にけん銃等7丁及び実包275個を隠匿していた。16年6月、銃砲刀剣類所持等取締法違反で検挙した(京都)。

5 組織的犯罪処罰法の加重処罰件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。

組織的犯罪処罰法による加重処罰適用件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 適用件数合計 | 6 | 10 | 10 | 14 | 18 |
| 3条1項(組織的な殺人等) | 2 | 1 | 3 | 7 | 17 |
| 3条2項(同上) | 4 | 8 | 7 | 6 | 1 |
| 7条(組織的犯罪に係る隠匿等) | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

【事例】

山口組直系組長(66)らは、16年1月から3月にかけて、3回にわたり、同組幹部らが高金利での貸付けによる利息として得た犯罪収益等であることを知りながら、同組組員を介し、現金合計75万円を収受した。同年6月、組織的犯罪処罰法違反で逮捕した(大阪)。

分析結果:(評価期間未了)

政策所管課:暴力団対策課

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 4 薬物密輸・密売事犯の取締りの強化

(説明)

我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から密輸入され、暴力団等の犯罪組織により密売されているものであることから、税関、入国管理局等関係機関との連携強化、コントロールド・デリバリー¹の積極的活用、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の積極的な活用により、薬物の不正取引を阻止し、薬物供給の遮断を図る。

[平成16年中に講じた施策]

薬物乱用防止新五か年戦略及び薬物密輸入阻止のための緊急水際対策に盛り込まれた各種施策の推進

国内関係機関と連携した水際対策、薬物取締りの強化

海外関係機関との情報交換の強化

組織犯罪対策部の新設及び組織犯罪対策要綱の制定

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 覚せい剤密輸入事犯について、覚せい剤押収量、覚せい剤大量密輸入等事犯の検挙件数及び覚せい剤密輸入事犯の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。

16年中の覚せい剤の押収量は406.1キログラムと、前年より80.7キログラム(16.6%)減少したものの、依然として400キログラムを超える量の押収があった。

また、覚せい剤大量(1キログラム以上)密輸入等事犯の検挙件数、覚せい剤密輸入事犯の検挙件数は、いずれも前年より大幅に増加した。

覚せい剤密輸入事犯の検挙件数

| 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 45 | 46 | 16 | 47 | 102 |

覚せい剤大量(1キログラム以上の押収)密輸入等事犯(注1)の検挙件数

| 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 24 | 17 | 9 | 24 | 49 |

注1:覚せい剤大量(1キログラム以上の押収)密輸入等事犯には、覚せい剤のほとんどが海外から密輸入されたものであり、1キログラム以上の大量押収が密輸と密接な関係にあるため、密輸罪のほか、所持罪等により1キログラム以上の覚せい剤を押収した事件の検挙件数が含まれている。

覚せい剤の押収量（単位：キログラム）

| 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 1,026.9 | 406.1 | 437.0 | 486.8 | 406.1 |

【事例】

台湾人の男（48）ら2人は、覚せい剤99.3キログラムを、貨物船のコンテナに積載した缶入りの化学薬品に偽装して香港から密輸入した。16年2月、海外の取締機関からの情報を端緒として、覚せい剤取締法違反で逮捕した（警視庁、神奈川県）。

2 税関、入国管理局等関係機関との水際対策に係る情報交換等の連携状況を把握する。

- ・ 財務省、厚生労働省、海上保安庁と連携して、薬物事犯取締活動強化月間（5月）を指定したほか、水際における共同摘発を推進した。
- ・ 薬物取締りに関する情報交換のため、関係省庁間（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省及び海上保安庁）で定期的な情報交換会議を実施したほか、都道府県警察で、連絡会議、共同訓練、人事交流を実施した。
- ・ 国際会議等に積極的に参加し密輸情報等の収集に努めるとともに、日本で、第9回アジア・太平洋薬物取締会議（2月）、2004年薬物犯罪取締セミナー（9、10月）を開催し、薬物取締り等に関する情報交換を行った。

【事例】

カナダ人の男（31）ら2人は、覚せい剤25.9キログラムを、スーツケース内に隠匿してカナダから密輸入した。16年6月、税関からの通報に基づき、覚せい剤取締法違反で逮捕した（千葉）。

3 コントロールド・デリバリー（注2）について、実施件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。

注2：取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法

小口密輸入事犯の増加に伴い（1参照）コントロールド・デリバリーの実施件数も、前年より増加し、過去最高となった。

コントロールド・デリバリーの実施件数

| 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 29 | 28 | 26 | 63 | 78 |

4 覚せい剤密売事犯について、密売に深くかかわる暴力団員等と来日イラン人による営利犯の覚せい剤事犯検挙人員を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。

暴力団員等による覚せい剤事犯の検挙人員は、前年より減少したが、覚せい剤事犯の検挙人員に占める暴力団員等の割合は増加した。

来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員は、前年より減少したが、営利犯

の割合は他の来日外国人と比べ高水準にある。

暴力団員等（注3）による覚せい剤事犯の検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総検挙人員 | 18,942 | 17,912 | 16,771 | 14,624 | 12,220 |
| うち暴力団員等 | 7,729 | 7,307 | 6,738 | 6,050 | 5,430 |
| 比率（％） | 40.8 | 40.8 | 40.2 | 41.4 | 44.4 |

注3：暴力団構成員及び準構成員をいう。

来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 来日イラン人 | 135 | 157 | 165 | 109 | 74 |
| うち営利犯（注4） | 53 | 50 | 74 | 41 | 33 |
| 比率（％） | 39.3 | 31.8 | 44.8 | 37.6 | 44.6 |

注4：営利目的所持及び営利目的譲渡

【事例】

イラン人の男（37）らイラン人密売人グループは、愛知県東部を中心に、覚せい剤等の密売を行っていた。16年2月、同人を麻薬特例法（業としての譲渡）で検挙するとともに、薬物の卸元である暴力団員（45）ら2人を覚せい剤取締法違反で逮捕した（愛知）。

- 5 麻薬特例法について、適用件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。

麻薬特例法第5条の適用件数は、前年より13件増加し、過去最高となった。

麻薬特例法第5条違反の適用件数

| 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 34 | 18 | 43 | 32 | 45 |

麻薬特例法第6条（注5）及び第7条（注6）の適用件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第6条 | 2 | 3 | 0 | 8 | 5 |
| 第7条 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |

注5：薬物犯罪により得た財産等を隠匿等した者を処罰するもの。

注6：薬物犯罪により得た財産等を収受した者を処罰するもの。

麻薬特例法第19条（注7）に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数

| 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2 | 4 | 7 | 8 | 5 |

注7：薬物犯罪等の没収対象財産について、没収の裁判の執行等を確保するため、起訴前に警察官等の請求により、裁判所の命令によって、没収対象財産の処分を禁止するもの。

【事例】

暴力団幹部（53）は、西成あいりん地区で屋台に偽装して覚せい剤を密売していたグループの中心的人物であった。16年7月、麻薬特例法（業としての覚せい剤譲渡）で検挙した（大阪）。

参考指標：薬物種別押収量・薬物事犯取締法令別検挙人員（12年～16年）
（別紙参照）

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：薬物銃器対策課

薬物種類別押収量・薬物事犯別検挙人員（12年～16年）

薬物種類別押収量（キログラム）

| 年 別 | 12 年 | 13 年 | 14 年 | 15 年 | 16 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区 分 | | | | | |
| 覚せい剤 | 1,026.9 | 406.1 | 437.0 | 486.8 | 406.1 |
| コカイン | 15.6 | 23.7 | 16.7 | 2.3 | 85.4 |
| ヘロイン | 7.0 | 4.3 | 19.1 | 5.1 | (32.6g) |
| あへん | 9.0 | 11.4 | 5.7 | 5.2 | 1.7 |
| 乾燥大麻 | 306.4 | 818.7 | 224.3 | 537.2 | 606.6 |
| 大麻樹脂 | 183.4 | 72.8 | 244.1 | 267.0 | 294.5 |
| MDMA等 | 77,076 | 112,358 | 174,259 | 393,088 | 469,126 |

注1：14年以降のMDMA等錠剤型合成麻薬の押収量には覚せい剤とMDMAの混合錠剤を含む。

注2：MDMA等の単位は（錠）である。

薬物事犯別検挙人員（人）

| 年 別 | 12 年 | 13 年 | 14 年 | 15 年 | 16 年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区 分 | | | | | |
| 覚せい剤 | 18,942 | 17,912 | 16,771 | 14,624 | 12,220 |
| 麻薬・向精神薬 | 224 | 241 | 261 | 465 | 560 |
| うちコカイン | 57 | 52 | 40 | 58 | 76 |
| うちヘロイン | 48 | 33 | 40 | 72 | 13 |
| うちMDMA等 | 69 | 102 | 117 | 256 | 417 |
| あへん | 65 | 44 | 43 | 50 | 59 |
| 大麻 | 1,151 | 1,450 | 1,748 | 2,032 | 2,209 |
| 合 計 | 20,382 | 19,647 | 18,823 | 17,171 | 15,048 |

基本目標3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標5 けん銃密輸・密売事犯の取締りの強化

(説明)

我が国においては、押収される真正けん銃のほとんどが海外から密輸入されたものであることから、違法な銃器の根絶に向け、捜査支援体制の強化、関係機関とのネットワークの構築及び国際協力の確保を図り、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散を阻止する。

水際におけるけん銃の押収を推進するため、警察においては、密輸・密売ルート
の解明と壊滅を銃器取締りの最重点の一つに掲げて取り組んでいる。

[平成16年中に講じた施策]

組織犯罪対策部の新設及び組織犯罪対策要綱の制定

銃器不正取引対策のための国際協力の推進

けん銃の密輸・密売事犯の捜査に従事する者を対象とした、通信傍受やクリーン・コントロールド・デリバリー(注1)等の捜査手法に関する教育及び訓練の実施

注1：銃器等の禁制品を発見した際に、別の物品と差し替えを行うもの

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 けん銃の密輸・密売事件について、けん銃及びけん銃部品の密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数、国内におけるけん銃の押収丁数を継続的に測定するなどにより、その摘発状況を把握する。

16年中けん銃及びけん銃部品の密輸入事件の検挙件数は4件、検挙人員は5人であり、けん銃4丁、けん銃部品3個を押収した。

検挙した密輸入事件は、いずれも暴力団等の犯罪組織とのかかわりがないと認められる者によって敢行されたものであった。

けん銃の押収丁数は601丁と、前年より184丁減少した。

押収したけん銃のうち真正けん銃は527丁で、これを製造国別にみると、米国(160丁)、ロシア(53丁)、フィリピン(35丁)の3か国で全体の半数近く(248丁、47.1%)を占めている。そのほか、ドイツ、ベルギー、中国、イタリア、ブラジル製のけん銃が押収されている。

密輸入事件摘発件数及び押収丁数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| けん銃及びけん銃部品の密輸入事件(注2) 摘発件数 | 5 | 2 | 5 | 11 | 4 |
| 密輸入事件からの押収丁数 | 114 | 0 | 10 | 13 | 4 |

注2：けん銃密輸入事件には予備を含む。

けん銃押収丁数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|------|------|------|------|------|
| けん銃押収丁数 | 903 | 922 | 747 | 785 | 601 |
| 真正けん銃 | 812 | 852 | 675 | 644 | 527 |
| (%) | 89.9 | 92.4 | 90.4 | 82.0 | 87.7 |
| 改造けん銃 | 91 | 70 | 72 | 141 | 74 |
| (%) | 10.1 | 7.6 | 9.6 | 18.0 | 12.3 |

インターネットを利用して取引されたけん銃の押収丁数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| インターネットを利用して取引されたけん銃の押収丁数 | 16 | 30 | 115 | 201 | 55 |

【事例】

16年5月、横浜税関から「米国から発送され、貨物船で陸揚げされた外国郵便小包からけん銃の部品（スライド部分）1個を発見した」との通報を受け、同税関との共同捜査を開始した。荷受人に対する捜査や関係先から押収した証拠品の分析により、会社経営者（47）が国際郵便を利用して同部品を密輸入しようとしたことが判明し、銃砲刀剣類所持等取締法違反で逮捕した（神奈川）。

- 2 税関、海上保安庁、入国管理局との合同訓練、合同キャンペーン、合同サーチ等（注3）国内関係機関との連携状況を把握する。

都道府県警察において、税関、海上保安庁、入国管理局等と緊密な連携を図っており、連絡協議会（281回）、合同訓練（20回）、合同キャンペーン（103回）、合同サーチ（2,284回）を行った。

注3：合同キャンペーンとは、銃器犯罪根絶のための広報啓発を目的とした関係機関合同による街頭キャンペーンをいい、合同サーチとは、関係機関が協力して行う船内検査をいう。

連絡協議会の開催等の状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 連絡協議会 | 221 | 209 | 247 | 280 | 281 |
| 合同訓練 | 19 | 33 | 38 | 38 | 20 |
| 合同キャンペーン | 75 | 54 | 177 | 50 | 103 |
| 合同サーチ | 1,124 | 1,030 | 1,197 | 1,684 | 2,284 |

- 3 海外の銃器取締関係機関との情報交換等国外の関係機関との連携状況を把握する。

我が国で押収されたけん銃の流通経路の追跡調査等に当たって、ICPOを通じた照会を実施したり、職員を派遣するなどして関係国の捜査当局と緊密な情報交換、捜査協力を行ったりしている。

また、国際銃器捜査の進展と情報交換を目的として、各国の捜査機関の幹部を招いて会議を開催しており、16年中は、ロシア（4月、9月）、フィリピン（5

月)の関係機関幹部を招へいし、二国間で相互の銃器対策を中心に協議を行った。
関係機関との協力により摘発した密輸入事件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 関係機関との協力により摘発した密輸入事件数 | 0 | 2 | 3 | 5 | 4 |

【事例】

16年6月、大阪税関でけん銃1丁及び実包4個が発見されたことから、同税関との共同捜査を開始し、荷受人に対する捜査等を行った結果、愛知県の大学生の女(21)を容疑者として割り出すとともに、無職の男(35)がタイでけん銃と実包を同女に売り渡していたことが判明し、両人を銃刀法違反で逮捕した(大阪、愛知)。

参考指標

16年中の銃器発砲事件は、総発生件数(104件)、暴力団等によるとみられるもの(85件)、暴力団の対立抗争に起因するとみられるもの(19件)、暴力団以外(不明を含む)によるとみられるもの(19件)は、いずれも15年より減少した。

銃器発砲事件の発生件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 銃器発砲事件の発生件数 | 134 | 215 | 158 | 139 | 104 |

分析結果:(評価期間未了)

政策所管課:薬物銃器対策課

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 6 来日外国人犯罪対策の推進

(説明)

近年、国際的な犯罪組織によって敢行される各種の犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、警察各部門間及び国内外の関係機関との連携強化のための体制を整えることにより、国際的な犯罪組織の実態解明、事件検挙を推進するとともに、その背景にある不法入国・不法滞在問題に適切に対処する。

[平成16年中に講じた施策]

組織犯罪対策部及び国際捜査管理官の設置

国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の修得を目的とした国際捜査研修所捜査実務研修の実施

国内の関係行政機関との連携強化

外国の関係機関との連携強化及び国際組織犯罪対策における国際社会への貢献

評価期間 5年間(13年から平成17年まで)

業績指標

1 国内外の関係機関との連携状況を把握する。

(1) 国内の関係行政機関との連携強化

- 警察庁、法務省及び厚生労働省は、不法就労外国人対策等関係局長連絡会議及び不法就労外国人対策等協議会を開催し、事業主団体等に対する行政指導及び啓発活動の強化、不法就労防止に向けた国内及び海外広報の積極的実施等について重点的に取り組むことに合意した(3月、5月)。

これを受け、同協議会は、全国商工会連合会等の経営者団体に対して説明会を実施し、協力依頼を行った(6月)。

- 6月を来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間に指定し、悪質又は組織的な来日外国人犯罪の摘発の推進、不法滞在を助長する犯罪の取締り及び実態把握の徹底、並びに不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動を推進した(6月)。
- 警察庁、警視庁、法務省入国管理局及び東京入国管理局は、合法滞在を装う者やこれらを組織的に仲介、幫助する者の取締りを徹底するため、調査・捜査協力プロジェクト調整会議を設置し、16年中に4回開催した(2月、3月、6月、10月)。

出入国管理及び難民認定法第65条を活用した検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙人員 | 1,474 | 1,819 | 1,043 | 1,536 | 4,077 |

合同摘発人員の推移

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合同摘発人員 | 5,155 | 5,979 | 3,741 | 4,717 | 6,530 |

- (2) 外国の関係機関との連携強化と国際組織犯罪対策における国際社会への貢献
- ・ 韓国との間で刑事共助条約の締結交渉を開始した(11月)。
 - ・ 外務省と協力し、ICPOのデータベースに、紛失・盗難旅券情報の提供を開始した(11月)。
 - ・ 米国のワシントンD.C.で開催されたG8司法・内務閣僚級会合に、警察庁次長が出席し、国境及び移動の安全確保、外国公務員の腐敗対策等について協議を行った(5月)。
 - ・ 警察庁において、中国公安部幹部との間で、ICPOLルート等による捜査協力の迅速化等について協議を行った(10月)。

【事例】

16年4月、東京都江戸川区の江戸川に浮遊していたかばんから、飲食店を営む韓国人女性の遺体が発見された。被疑者3人のうち1人は韓国に逃亡していたが、犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約に基づく手続を経て、同年11月、身柄の引渡しを受け、殺人罪等で逮捕した(警視庁)。

2 国際犯罪組織の実態解明の状況を把握する。

【事例】

16年1月に大阪府中央区で発生した中国人の集団同士の対立抗争事件で、中国人4人を監禁罪等で逮捕し、住居を捜索したところ、目出し帽や他人名義の預金通帳等が発見され、余罪があることが推察された。その後の捜査の結果、この4人が、15年12月に大阪府、奈良県、兵庫県で連続して4件発生した緊縛強盗致傷事件やスーパーマーケットを対象とした多額金庫破り事件の被疑者であることが明らかとなり、この4人のほか、15年の事件に関与した中国人2人と暴力団組員を含む日本人2人を強盗罪等で逮捕した(大阪、兵庫、奈良)。

3 来日外国人犯罪について、検挙件数を継続的に測定することなどにより、検挙状況を把握する。

16年中の来日外国人犯罪の検挙件数(刑法犯及び特別法犯)は4万7,128件と、前年より6,513件(16.0%)増加した。特に、窃盗犯の検挙件数は2万7,521件と、前年より4,691件(20.5%)増加した。

来日外国人犯罪の検挙件数(刑法犯及び特別法犯)

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検挙件数 | 30,971 | 27,763 | 34,746 | 40,615 | 47,128 |

4 不法滞在者問題について、不法残留者数及びその検挙人員を継続的に測定することなどにより、その対応状況を把握する。

16年1月現在、不法残留者数は21万9,418人(法務省統計)と、前年より1,134

人（0.5%）減少し、一方で、出入国管理及び難民認定法違反により警察が検挙した人員は6,454人と、前年より1,191人（22.6%）増加した。

不法残留者数及びその検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 不法残留者数 | 251,697 | 232,121 | 224,067 | 220,552 | 219,418 |
| 検挙人員 | 2,730 | 2,884 | 3,602 | 5,263 | 6,454 |

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：国際捜査管理官

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進

(説明)

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、シートベルトの着用・チャイルドシートの使用についての普及啓発等の交通安全活動を推進することにより、国民の交通安全意識を高め、交通の安全を確保する。

[平成16年中に講じた施策]

自転車の安全利用推進のための普及啓発活動の強化
幼児向け交通安全教育ビデオの制作

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施状況を把握する。

交通安全教育指針に基づき、幼児から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に取り入れた交通安全教室を実施した。

【事例】

スクリーンに投影された自動車の映像を見て安全性を判断しながら、道路に見立てたマット上を歩き、判断を誤った場合の危険を疑似体験することができる高齢歩行者教育システムを活用した体験型の交通安全教育を22道府県で実施した。

2 高齢者に対する交通安全教育の実施状況を把握する。

高齢者に対して、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるなど、交通事故実態等に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施した。また、地方公共団体や民間ボランティア等と連携した高齢者宅訪問指導活動による交通安全教育や医師等による交通安全アドバイスを実施したほか、高齢者の交通安全意識の高揚を図るための施策を全国的に実施した。

高齢死者数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 交通事故死者数 | 9,066 | 8,747 | 8,326 | 7,702 | 7,358 |
| 65歳以上 | 3,166 | 3,216 | 3,144 | 3,109 | 3,046 |

人口10万人当たりの高齢死者数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 10万人当たりの死者数 | 7.2 | 6.9 | 6.5 | 6.0 | 5.8 |
| 65歳以上 | 14.9 | 14.6 | 13.8 | 13.2 | 12.5 |

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在推計人口」による。

【事例】

高齢者の交通事故の発生実態や高齢者福祉施設の設置状況等を勘案して高齢者交通安全対策モデル地区を指定し、地方公共団体、民間ボランティア等と連携して、高齢者世帯に対する戸別訪問による交通安全指導を推進（延べ訪問戸数9,671戸）するとともに、老人クラブ、高齢者福祉施設等における参加・体験・実践型の交通安全教室を実施（延べ受講人数7,658人）した（神奈川県）。

3 シートベルトの着用者率を継続的に測定する。

16年のシートベルト着用者率については、15年より、一般道路、高速道路のいずれにおいても、運転席、助手席ともに増加した。

シートベルトの着用者率

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------------|------|------|------|------|------|
| 一般道路（運転席）（％） | 92.3 | 94.0 | 94.7 | 95.3 | 96.1 |
| 一般道路（助手席）（％） | 85.0 | 88.1 | 89.3 | 90.0 | 91.1 |
| 高速道路（運転席）（％） | 93.0 | 95.2 | 95.3 | 96.2 | 96.7 |
| 高速道路（助手席）（％） | 90.2 | 91.7 | 91.6 | 93.1 | 93.6 |

注2：着用者率 = 交通事故死傷者中のシートベルト着用者数 ÷ 死傷者数 × 100

シートベルトの着用有無別致死率

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------------|------|------|------|------|------|
| シートベルト着用（％） | 0.25 | 0.22 | 0.21 | 0.19 | 0.18 |
| シートベルト非着用（％） | 2.17 | 2.36 | 2.35 | 1.99 | 2.01 |
| 非着用 / 着用 | 8.7 | 10.9 | 11.1 | 10.6 | 11.2 |

注3：致死率 = 死者数 ÷ 全死傷者数 × 100

4 チャイルドシートの使用者率を継続的に測定する。

チャイルドシートは使用されていても正しい取付けがされていない場合にはその効果が減少することから、使用の推進及び正しい使用方法についての広報啓発を全国で実施した。

16年のチャイルドシート使用者率は、前年より1.8ポイント増加し、使用が義務化された12年より14.9ポイント高くなっている。

チャイルドシートの使用者率

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 6歳未満計（％） | 44.0 | 56.9 | 59.2 | 57.1 | 58.9 |
| 0～4歳（％） | 48.0 | 60.6 | 63.0 | 61.3 | 62.9 |
| 5歳（％） | 25.2 | 38.8 | 40.6 | 37.3 | 40.2 |

注4：0～4歳、5歳は6歳未満計の内訳を表す。

注5：使用者率 = 交通事故死傷者中のチャイルドシート使用者数 ÷ 死傷者数 × 100

チャイルドシートの使用有無別致死率

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------------|------|------|------|------|------|
| チャイルドシート使用(%) | 0.10 | 0.16 | 0.12 | 0.11 | 0.14 |
| チャイルドシート不使用(%) | 0.33 | 0.63 | 0.50 | 0.41 | 0.57 |
| 不使用/使用 | 3.3 | 4.1 | 4.3 | 3.9 | 4.1 |

注6：致死率 = 死者数 ÷ 全死傷者数 × 100

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：交通企画課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進

(説明)

初心運転者に係る事故率は、依然として高率で推移していることから、運転免許試験、指定自動車教習所の教習水準の維持向上等のための諸施策を充実させることにより、交通の安全を確保する。

[平成16年中に講じた施策]

初心運転者に係る事故率等教習の水準に関する情報の公表の推進

教習所指導員の資質向上のための講習、指定自動車教習所に対する随時検査等の推進

評価期間：5年間（13年から17年まで）

業績指標

初心運転者に係る交通事故率（注1）を継続的に計測する。

10年以降全般的に増加傾向にあったが、14年には普通免許、大型自動二輪免許及び普通自動二輪免許のすべてについて初心運転者に係る交通事故率が減少し、15年もさらに減少した。

注1：免許を取得した者のうち、免許取得後1年間に交通人身事故を起こした者の比率

初心運転者に係る交通事故率

| 免許を取得した年 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|
| 普通免許 | 1.60 | 1.63 | 1.70 | 1.84 | 1.85 | 1.79 | 1.78 |
| 大型自動二輪免許 | 1.14 | 1.16 | 1.41 | 1.53 | 1.46 | 1.38 | 1.31 |
| 普通自動二輪免許 | 1.66 | 1.62 | 1.73 | 1.73 | 1.70 | 1.65 | 1.59 |

(参考指標)

初心運転者教育に係る制度の運用状況

- ・ 指定自動車教習所数
16年 1,459所
- ・ 届出自動車教習所数
16年 273所
- ・ 指定自動車教習所を卒業した者で運転免許試験に合格した者の数
16年 186万8,151人
- ・ 取得時講習受講者数（注2）
16年 32万2,372人

注2：普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、普通旅客車講習、原付講習の受講者数の合計

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：運転免許課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進

(説明)

悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指導取締りにより、交通事故を抑止するとともに、交通事故事件捜査の充実強化により、多発する交通事故事件に的確に対処し、交通の安全と円滑の確保、交通秩序の確立を図る。

[平成16年中に講じた施策]

- 悪質・危険性の高い違反の指導取締りの推進
- 飲酒運転に対する厳正な取締り等の推進
- 改正道路交通法を効果的に適用した指導取締りの推進
- 適正かつ科学的な交通事故事件捜査の推進

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 悪質・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数(注1)を継続的に測定する。

16年中の交通死亡事故のうち、最高速度違反、信号無視、横断歩行者妨害、指定場所一時不停止及び無免許運転に起因する交通死亡事故は1,801件と、前年より265件(12.8%)減少した。

注1:原付以上の車両の運転者が第1当事者の交通事故のうち、「最高速度違反」、「信号無視」、「歩行者妨害等」、「一時不停止」及び「無免許運転」が原因とされた交通死亡事故件数

悪質・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 最高速度違反 | 1,417 | 1,167 | 1,082 | 883 | 711 |
| 信号無視 | 329 | 366 | 303 | 315 | 287 |
| 歩行者妨害等 | 373 | 411 | 391 | 403 | 383 |
| 一時不停止 | 339 | 356 | 317 | 284 | 264 |
| 無免許運転 | 218 | 223 | 202 | 181 | 156 |

交通死亡事故件数全体に占める、悪質・危険性の高い違反に起因する死亡事故件数の割合

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全交通死亡事故(件) | 8,707 | 8,414 | 7,993 | 7,456 | 7,084 |
| 悪質・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故(件) | 2,676 | 2,523 | 2,295 | 2,066 | 1,801 |
| 割合 | 30.7% | 30.0% | 28.7% | 27.7% | 25.4% |

- 2 交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率(注2)を継続的に測定する。16年の交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率は10.9%と、前年より0.5ポイント減少した。

注2：原付以上の車両の運転者が第1当事者の交通死亡事故件数のうち、第1当事者が飲酒していた(身体に保有するアルコールの程度にかかわらず酒気を帯びていた)ものの比率

交通死亡事故のうち、飲酒運転に係るものの構成率

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 構成率(%) | 15.9 | 15.4 | 13.6 | 11.4 | 10.9 |

- 3 交通事故鑑定に関する教育・訓練の実施状況を把握する。

都道府県警察の交通事故事件捜査員を対象として、衝突実験に基づく事故解析等を内容とする研修(交通事故鑑定専科)を実施し、交通工学、自動車工学等の捜査の高度化に資するための専門的、科学的な知識を習得させた。

- 4 捜査支援資機材の整備状況を把握する。

交通事故自動記録装置は、交差点内で交通事故が発生した場合、衝突音やスリップ音等を感知して、その前後の状況を自動的に記録するものであり、13年度から16年度までに740基を設置して交通事故の原因解明に活用している。

交通事故自動記録装置の活用件数

| | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------------|-----|-----|-------|
| 交通事故自動記録装置の活用件数 | 427 | 922 | 1,086 |

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：交通指導課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 4 暴走族対策の推進

(説明)

暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、取締りを重点とする暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、市民生活の安全と平穏を確保する。

[平成16年中に講じた施策]

改正道路交通法の施行に伴う取締りの推進

不正改造車対策の推進

関係機関・団体との連携の推進

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 暴走族の取締状況を継続的に把握する。

検挙人員は減少しているが、い集走行に参加した人員に対する割合は、71.0%と増加している。

暴走族の検挙状況

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検 挙 人 員 | 96,284 | 93,726 | 85,888 | 79,787 | 66,355 |
| うち逮捕者数 | 7,657 | 8,400 | 8,025 | 6,847 | 5,307 |
| い集・走行人数に対する検挙割合 | 47.5% | 44.5% | 46.5% | 58.6% | 71.0% |

2 暴走族対策に関する関係機関との連携状況を把握する。

- ・ 16年6月、警察の暴走族取締強化期間と国土交通省の不正改造車を排除する運動を同時期に実施するとともに、初日の出暴走族対策、ゴールデンウィーク対策等の実施に際して、陸運支局との合同取締りを実施した。
- ・ 中学校、高等学校と連携し、暴走族加入阻止教室を開催したほか、地域住民と連携し、暴走族構成員等に対して、離脱・立直り支援活動(通学路の清掃、公共施設に対する落書き消し等をさせること)を実施した。
- ・ 16年末現在、暴走族追放条例を制定している地方公共団体は258(22県、58市、150町、28村)となっている(16年中は14地方公共団体で制定)。このうち48の条例には罰則が設けられており、16年には、条例に基づき、23件28人を検挙した。

3 暴走族の構成員数を継続的に測定する。

暴走族の構成員数は、若年層を中心に近年減少傾向にあり、16年末現在の構成

員数は1万8,811人と、前年より2,373人（11.2%）減少した。

暴走族構成員数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 構 成 員 数 | 27,764 | 26,360 | 24,669 | 21,184 | 18,811 |

4 暴走族のい集・走行回数等を継続的に測定する。

16年中のい集・走行回数は5,226回と、前年より1,013回（16.2%）減少したほか、参加人員及び参加車両についても、前年よりそれぞれ31.4%、30.4%減少した。

暴走族のい集・走行回数等

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| い集・走行回数 | 8,916 | 8,682 | 7,430 | 6,239 | 5,226 |
| 参 加 人 員 | 202,834 | 210,408 | 184,857 | 136,155 | 93,438 |
| 参 加 車 両 | 106,565 | 109,846 | 101,118 | 74,865 | 52,127 |

5 暴走族に関する110番通報件数を継続的に測定する。

16年中の集団暴走による騒音苦情等の110番通報件数は8万7,448件と、前年より1万8,711件（17.6%）減少した。

暴走族に関する110番通報件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 110番通報件数 | 148,570 | 146,042 | 129,808 | 106,159 | 87,448 |

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：交通指導課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 5 道路交通環境の整備の推進

(説明)

社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備し、道路交通の安全と円滑を確保する。

[平成15～16年中に講じた施策]

交通安全施設等整備事業

《特定交通安全施設等整備事業最終予算》

15年度 175億円(補助金ベース)【事業費ベース 350億円】

16年度 164億円(補助金ベース)【事業費ベース 327億円】

評価期間：5年間(15年度から19年度まで)

業績指標

社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして、交通死傷事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設の整備による効果を評価する。

現段階において集計されている、16年度末時点における効果は次のとおりである。

- ・ 信号機のバリアフリー化率：約51%
- ・ 信号機の高度化等による死傷事故抑止件数：約1万8,000件
- ・ 信号機の高度化等による交通の円滑化効果(旅行時間の短縮)：約0.96億人時間
- ・ 信号機の高度化等による二酸化炭素排出削減量：約19万t-CO2

注：信号機のバリアフリー化率は事業の実施箇所数から算出。また、信号機の高度化等による効果は、11年度から15年度までに実施した特定交通安全施設等整備事業による効果を基に、部外有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長：大藏泉横浜国立大学教授)により確立された効果測定手法を用いて評価。

分析結果 (評価期間未了)

政策所管課：交通規制課

基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 1 的確な警備措置の推進

(説明)

重大テロ、重大事故、大規模自然災害等重大事案に係る関係機関との連携強化、治安警備及び警衛・警護の的確な実施等により、的確な警備措置を推進する。

[平成16年中に講じた施策]

治安警備及び警衛・警護の実施

重大事案対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換等の連携

重大事案対処に係る各種訓練の実施

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 治安警備(注1)及び警衛(注2)・警護(注3)について、実施件数を継続的に測定することなどにより、その実施状況を把握する。

治安警備及び警衛・警護の実施件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 治安警備実施件数 | 10,028 | 10,330 | 15,336 | 13,404 | 9,474 |
| 警衛実施件数 | 5,018 | 4,939 | 5,228 | 5,625 | 5,704 |
| 警護実施件数 | 18,931 | 18,631 | 19,010 | 19,711 | 18,339 |

注1：国の公安又は利益に係る犯罪及び政治運動、労働運動その他社会運動に伴う犯罪が発生し、又は発生するおそれがある場合において、部隊活動により犯罪を未然に防止し、又は犯罪が発生した場合の違法状態を收拾する警備実施活動

注2：天皇及び皇族の御身の安全を確保し、併せて歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動

注3：内外の要人の身の安全を確保するための警察活動

(1) 国際テロ情勢を踏まえた重要施設等の警戒警備

警戒警備の対象となる重要施設(注4)の数

| | 13年10月以降 | 14年2月以降 | 15年3月以降 |
|-------|---------------|-----------------|-----------|
| 情勢 | 米軍等のアフガニスタン攻撃 | ブッシュ米大統領来日警備の終了 | 米軍等のイラク攻撃 |
| 重要施設数 | 約580箇所 | 約330箇所 | 約650箇所 |

注4：都道府県警察が警戒警備を行う我が国の重要施設及び米国等関連施設をいう。

【事例】

15年3月、警察庁では、米国等によるイラクに対する武力行使に伴い、次長を長とする緊急テロ対策本部を設置し、警備諸対策を推進している。16年2月には、自衛隊のイラク派遣等の諸情勢を踏まえ、各都道府県警察に対し、総理大臣官邸や空港等の我が国重要施設及び米国関連施設等の警戒警備の更なる強化等を指示し、同年3月には、スペイン・マドリードにおける同時多発列車爆破テロ事件の発生に伴い、新幹線を始めとする鉄道駅等に対する警戒警備の強化等についても

指示した。

各都道府県警察では、これらの指示を受け、重要施設等に対する警戒警備を強化している。

(2) 大規模警備

【事例】

16年12月、ノ・ムヒョン盧武鉉韓国大統領が来日したことに伴い、警察庁では緊急テロ対策本部の下に警備対策室を設置して警備諸対策を推進した。また、日韓首脳会談の会場等を管轄する鹿児島県警察その他関係県警察は所要の警護警備を実施した。

(3) 災害警備活動

災害警備活動に伴う警察官の出動数（注5）

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 警察官の出動数 | 98,731 | 66,923 | 42,377 | 39,824 | 222,450 |

注5：台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波の発生時に災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官（現場臨場したものに限る）の延べ数

【事例】

16年10月発生の新潟県中越地震の際、新潟県警察では、他都道府県警察の警察官の特別派遣を得て、広域緊急援助隊等による救出救助や交通規制、女性警察官等から成る「ゆきつばき隊」による避難住民の苦情、相談、要望等の聴取や震災に乗じた犯罪に係る防犯指導と広報、多数のパトカーを活用した「毘沙門隊」びしゃもんによる被災地域における警戒警ら活動等を実施した。

2 重大事案対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換等連携状況を把握する。

- ・ 民間航空機へのスカイ・マーシャルの早期実施に向け、国土交通省等関係省庁や航空業界との調整及び連携を強化し、16年12月に開催された政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部における決定を踏まえ、スカイ・マーシャルの運用を開始した。
- ・ 治安出動が下令された場合の警察と自衛隊の緊密な連携態勢を構築するため、関係都道府県警察とこれに対応する陸上自衛隊の師団等との共同図上訓練を15年に引き続き実施した。また、その成果を踏まえ、警察庁と防衛庁の間で、16年9月に治安出動の際の現地における警察と自衛隊の共同対処の基本的な事項について規定した治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を作成した。
- ・ 原子力発電所に係る警戒警備に関し、警察と海上保安庁の緊密な連携態勢を構築するため、関係道県警察とこれに対応する管区海上保安本部等との共同訓練を15年に引き続き実施した。
- ・ 新潟県中越地震を始めとする各種災害に際し、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確立し、情報の共有化を図った。

3 重大事案対処に係る各種訓練について、実施件数を継続的に測定することなどにより、その実施状況を把握する。

災害警備訓練等の警備実施訓練を継続的に実施しているほか、

- ・ 各種災害を想定した管区警察局単位の広域緊急援助隊合同訓練（16年中は9回の実施を予定していたが、新潟県中越地震の影響により4回が中止となり、5回実施）
- ・ 関係機関との共同による化学テロ対処図上訓練（16年中は1回実施）
- ・ 治安出動に係る陸上自衛隊の師団等との共同図上訓練（16年末まで33回実施〔34都道府県〕）
- ・ 原子力発電所の警戒警備に係る管区海上保安本部等との共同訓練（16年末まで9回実施）等を実施した。

訓練の実施回数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 広域緊急援助隊合同訓練 | 8 | 3 | 8 | 9 | 5 |
| 化学テロ対処図上訓練 | - | - | - | 1 | 1 |
| 自衛隊との共同図上訓練 | - | - | 1 | 21 | 11 |
| 海上保安庁との共同訓練 | - | - | - | 7 | 2 |

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：警備課・警備企画課

基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 2 警備犯罪取締りの推進

(説明)

主要警備対象勢力（警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象）による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを推進する。

[平成16年中に講じた施策]

主要警備対象勢力による各種事案の取締り等
入国管理局との合同摘発等関係機関との連携

評価期間 5年間（13年から17年まで）

業績指標

1 警備犯罪について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

警備犯罪の検挙件数及び検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|--------------------|
| オウム真理教関係者等に係る 事件検挙件数・人員 | 13件 14人 | 9件 9人 | 16件 20人 | 9件 17人 | 6件 34人 |
| 極左暴力集団活動家に係る事 件検挙件数・人員 | 54件 120人 | 46件 68人 | 30件 58人 | 36件 66人 | 34件 52人 |
| 右翼関係事件検挙件数・人員 | 1,195件 1,584人 | 1,457件 1,982人 | 1,691件 2,217人 | 1,655件 2,099人 | 1,700件 2,243人 |
| 右翼による「テロ、ゲリラ」 事件検挙件数・人員（注1） | 1件 1人 | 4件 4人 | 2件 2人 | 2件 2人 | 27件 96人 |
| 出入国管理及び難民認定法違 反送致件数・人員（注2） | 6,186件 5,298人 | 7,244件 6,177人 | 8,255件 7,045人 | 10,854件 9,579人 | 12,903件 11,504人 |
| 外国人登録法違反送致件数・ 人員（注2） | 238件 76人 | 173件 14人 | 171件 20人 | 166件 17人 | 99件 11人 |
| 集団密航事件検挙件数・人員 （警察扱い） | 19件 78人 | 37件 173人 | 23件 141人 | 25件 112人 | 15件 40人 |

注1：右翼関係事件検挙件数・人員の内数

注2：日本人等を含む。

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）における不法在留罪の送致件数及び送致人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年（前年比） |
|------|------|--------|--------|--------|--------------|
| 送致件数 | 296件 | 1,011件 | 1,318件 | 2,638件 | 3,804件（+44%） |
| 送致人員 | 218人 | 774人 | 1,080人 | 2,321人 | 3,486人（+50%） |

入管法第65条を活用した検挙人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年（前年比） |
|------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 検挙人員 | 1,474人 | 1,819人 | 1,043人 | 1,536人 | 4,077人（+165%） |

注3：犯罪対策閣僚会議において、15年12月に策定された犯罪に強い社会の実現のための行動計画では、不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化として、積極的な摘発と入管法第65条に基づく入国警備官への引渡し制度の活用拡大等による退去強制手続の効率化を図ることとされおり、警察としてもこれを受け、取締りの強化と同法第65条の活用拡大を図っている。

2 主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況を把握する。

(1) オウム真理教

16年中、オウム真理教（以下「教団」という。）による組織的違法行為を6件、34人検挙した。

【事例】

16年6月、教団信者が許可を受けずに業として医薬品の販売に関与した疑いで、施設責任者ら16人を逮捕するとともに、販売代理店等の捜索を実施し、違法な資金獲得実態を解明した（警視庁）。

(2) 極左暴力集団（注4）

革マル派（注5）、中核派（注6）等主要セクトの非公然活動家の検挙及び非公然アジトの摘発等を通じ、「テロ、ゲリラ」事件や違法な調査活動等の非公然・非合法活動を抑制した。

注4：社会主義、共産主義革命等を目指して、我が国の民主主義体制を暴力によって転覆することを企てている集団であり、爆弾、迫撃弾、時限式発火装置等を使用して、凶悪な「テロ、ゲリラ」事件を始め各種違法事案を引き起こすなど、社会に多大の被害を与えている。

注5：昭和50年代始めまでは対立する中核派や革労協との間で数多くの内ゲバ事件を引き起こしていたが、54年以降組織拡大に重点を置き、党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、極めて非公然性の強い組織である。また、同派は非公然組織を擁し、対立する団体や個人に対して住居侵入、窃盗、電話盗聴等の違法行為を引き起こしている。

注6：テロ、ゲリラの専門部隊である非公然組織を擁し、成田闘争等において爆弾等を使用した「テロ、ゲリラ」事件を多数引き起こしている。また、これまで対立している革マル派との間では、数多くの内ゲバ事件を引き起こしている。最近では、組織拡大に力を入れており、市民団体や労働組合等への浸透を図っている。

【事例】

16年3月、革マル派非公然アジト「深川アジト」を摘発し、同派の非公然活動の実態を解明した（警視庁）。

(3) 右翼

北朝鮮関連施設、政界要人等に対する「建国義勇軍国賊征伐隊」名によるけん銃発砲等事件（24件）を検挙したほか、右翼による資金獲得を目的とした犯罪、市民生活の平穏を害する悪質な街頭宣伝活動等に対する取締りを強化した。

【事例】

右翼団体幹部らは、週刊誌に掲載された弁護士の懲戒処分に関する記事をとら

え、「この弁護士、交通事故の保険請求手続を放置し、何度も依頼者からの督促を受けながらも放置している」などと街頭宣伝した。16年12月、同幹部ら3人を名誉毀損罪で逮捕した（警視庁）。

3 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携の状況を把握する。

(1) 不法滞在

合同摘発人員

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年（前年比） |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 合同摘発人員 | 5,155人 | 5,979人 | 3,741人 | 4,717人 | 6,530人（+38%） |

【事例】

16年2月、5月及び11月、東京入国管理局等と合同で、首都圏の歓楽街等における不法滞在者の集中取締りを実施し、入管法違反等で2,806人を摘発した（警視庁、関東管区内各県警察）。

(2) 不法入国

【事例】

16年5月、旭川空港において、台湾から到着したチャーター便で、他人名義旅券を所持し、観光客になりすまして入国しようとした中国人の男女7人を入管法違反で逮捕した。本件は、入国審査中の入国管理局職員が、旅券の顔写真との違いに気付き警察に通報したものであった（北海道）。

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：警備企画課

基本目標 6 犯罪被害者を支援する

業績目標 被害者支援のための環境整備の推進

(説明)

犯罪被害者は、生命・身体・財産等に対する直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的被害等の二次的被害を被っており、様々な場面において支援・保護を必要としていることから、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の適正な運用、関係機関・団体等との連携、施設等の整備により、犯罪被害者に対する経済的・精神的支援等のきめ細かな被害者支援を推進する。

[平成16年中に講じた施策]

犯罪被害給付事務処理システムの構築及び適切な運用

犯罪被害給付事務に係る処理能力の向上を図ることに重点を置いた研修(犯罪被害給付実務専科)等の実施

被害者対策に関する適正な評価の推進

広報の実施

評価期間 5年間(13年から17年まで)

業績指標

1 犯罪被害給付制度の運用状況を把握する。

16年中の申請に係る被害者数は467人(前年比約3.1%減)であった。

都道府県公安委員会が裁定又は決定した被害者数は464人(前年比約7.6%減)で、うち支給の裁定又は決定を受けた者は447人(前年比約8.2%減)、不支給の裁定を受けた者は17人(前年比13.3%増)であった。

犯罪被害給付制度の運用状況

| 区分 | 年別 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|----------------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 被害者数 (申請者数) | | 222 (349) | 290 (447) | 307 (499) | 393 (544) | 482 (641) | 467 (609) |
| 裁定 又は 決定 者数 | 支給被害者数 (申請者数) | 157 (258) | 171 (258) | 343 (547) | 356 (529) | 487 (666) | 447 (596) |
| | 不支給被害者数 (申請者数) | 14 (20) | 13 (17) | 33 (55) | 23 (39) | 15 (16) | 17 (20) |
| | 計 (申請者数) | 171 (278) | 184 (275) | 376 (602) | 379 (568) | 502 (682) | 464 (616) |
| 裁定・決定金額(百万) | | 641 | 696 | 1,242 | 1,135 | 1,421 | 1,109 |

2 指定被害者支援要員(注1)の運用状況を把握する。

注1: 専門的な被害者支援を必要とする事案が発生したときに、捜査員とは別に、被害者への付添い等、事件発生直後における被害者支援活動を行う要員として指定されている警察職員

都道府県警察の16年12月末現在の指定被害者支援要員数は2万2,676名（前年比6.1%増）で、うち4,000名（前年比10.7%増）が女性である。

指定被害者支援要員の運用件数は3万1,695件（前年比3.7%増）であった。

指定被害者支援要員数

| | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 要員数 | 19,513 | 20,478 | 21,377 | 22,676 |
| うち女性 | 3,213 | 3,440 | 3,733 | 4,000 |

指定被害者支援要員の運用件数

| | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 運用件数 | 26,665 | 29,930 | 30,552 | 31,695 |

【事例】

指定被害者支援要員制度の適正な運用を図るため、対象事件を抽出し、そのデータを基に被害者支援を運用するシステムを構築し、より効果的な支援体制を確立した（京都）。

3 被害者カウンセリング体制の整備状況を把握する。

臨床心理士の資格を有するなどカウンセリングに関する高度な知識、技術を有する警察職員を対象とした研修（被害者カウンセリング技術（上級）専科、専科生20人）や、カウンセリングに関する基礎的な知識、技術の習得及び向上に重点を置いた研修（被害者カウンセリング技術（初級）専科、専科生20人）を実施した。

精神的被害の早期回復を図るため、カウンセリングに関する専門的な知識及び技能を有する者を採用している。

また、警察のカウンセリングだけでは十分に対応できない場合には、部外の精神科医や臨床心理士等の専門家に対してカウンセリングを委嘱している。

被害者カウンセラーの配置状況

| | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 被害者カウンセラー | 123 | 165 | 186 | 201 |
| うち臨床心理士 | 42 | 45 | 51 | 58 |

【事例】

被害者支援に従事する職員に対し、部外の精神科医、臨床心理士等によるカウンセリング講習を実施し、専門的な知識や技能について教育を実施した（兵庫）。

4 被害者用の事情聴取室等二次的被害を回避・軽減するための環境の整備状況を把握する。

警察署で犯罪被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、応接セットの設置、照明、内装の改善等事情聴取室を整備した。

被害者によっては被害を届け出る際に、交番・警察署等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる者がいるので、被害者が人目を気にせず、安心して相談に来ることができるように、警察施設外の相談スペースを借り上げるなど、被

害者の精神的負担の軽減を図った。

事情聴取室が整備されている警察署の数

| | 13年4月現在 | 14年4月現在 | 15年4月現在 | 16年4月現在 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 整備署数 | 1,201 | 1,251 | 1,262 | 1,263 |

【事例】

警察署の新築に伴い、被害者のプライバシーを保護し、精神的負担を軽減するため、被害者対策室内に事情聴取室、医務室、待合室、シャワー室、トイレ等を整備した（群馬）。

5 関係機関・団体等との連携状況を把握する。

(1) 犯罪被害者対策関係省庁連絡会議を通じた連携

犯罪被害者対策関係省庁連絡会議幹事会等を通じ、各省庁が取り組んでいる犯罪被害者対策について意見交換を実施し、関係省庁の連携を強化した。

(2) 民間被害者支援団体との連携

全国被害者支援ネットワーク（注2）が、被害者の現状と支援の必要性について広く国民に知ってもらうため「犯罪被害者支援の日・第2回中央大会」や「全国犯罪被害者支援フォーラム2004」を開催した。警察庁ではこれを後援し、民間被害者支援団体との連携を強化した。

また、全国被害者支援ネットワークの加盟団体が16年中、新たに4団体設立されたほか、3団体が社団法人となるとともに、社団法人被害者サポートセンターあいちと社団法人みやぎ被害者支援センターの2団体が犯罪被害者等早期援助団体（注3）の指定を受けた。警察では、民間被害者支援団体の設立及び法人化等に対して、必要な協力・支援を行った。

注2：10年5月、各地の民間被害者支援団体の交流・協力を密接なものとし、我が国における被害者支援活動を一層充実させることを目的に設立された団体。16年12月末現在、37の民間被害者支援団体が加盟している。

注3：犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき、都道府県公安委員会から犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められた非営利法人。犯罪被害者等早期援助団体に対しては、被害者の同意に基づき、警察から被害者の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報が提供されることから、事件発生直後から警察と犯罪被害者等早期援助団体との連携による適切な支援を提供することができる。

(3) 都道府県警察における連携状況

- ・ 検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局等から成る被害者支援連絡協議会が全都道府県で設立されている。
- ・ 宮城県では、関係機関・団体に対して、犯罪被害者支援の重要性等について説明するなどの取組みにより、都道府県では初めて犯罪被害者支援を目的とする宮城県犯罪被害者支援条例が成立、16年4月1日から施行された。
- ・ 16年中、沖縄県、愛知県、埼玉県、千葉県、京都府で、被害者支援に係る規定が盛り込まれた安全安心まちづくり条例が施行された。

(その他)

「総合的な被害者対策の推進」については、外部の有識者からなる「警察の被害者対策」政策評価検討委員会を設置し、その助言を得るとともに、16年11月に開催した警察庁政策評価研究会において意見を聴取して、政策評価実施した。

分析結果：(評価期間未了)

政策所管課：給与厚生課

基本目標 7 情報セキュリティを確保する

業績目標 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進

(説明)

捜査体制等の整備、産業界等との連携強化等を推進することにより、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにする。

[平成16年中に講じた施策]

- サイバー犯罪対策のための体制強化
- サイバーテロ対策のための体制整備
- 情報セキュリティ対策に関する広報啓発
- 産業界等との連携強化

評価期間 2年間(16年から17年まで)

業績指標

1 捜査体制、技術支援体制及び緊急対処体制の整備状況を把握する。

(1) 捜査体制の整備状況

ア 警察庁生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置するとともに、捜査の競合を調整し、効果的かつ効率的な捜査を行うため、指定サイバー犯罪等の捜査等に係る事務の指針等を制定した。

イ 21都道府県警察において、専門知識・技術を有する者50人をサイバー犯罪特別捜査官として巡査部長以上の階級で採用し、サイバー犯罪捜査に従事している。

(2) 技術支援体制の整備

情報技術の解析を国の統轄事務とし、全国の情報通信部に情報技術解析課を設置した。

(3) 緊急対処体制の整備状況

ア 「重大サイバー犯罪(注1)及びサイバーテロ発生時の態勢に関する指針」を制定し、警察庁、管区警察局及び都道府県警察の役割等について整理を行った。

イ 「D o S 攻撃被害観測システム」や「ボットネット(注2)観測システム」を開発したことにより、サイバーテロの予兆を早期に把握することが可能となった。

注1：不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下「不正アクセス禁止法」という。)違反その他のサイバー犯罪のうち、国民生活又は社会経済活動に影響を及ぼすおそれのある大規模なものであって、サイバーテロ以外のもの

注2：攻撃者の命令に基づき動作するプログラム(ボット)に感染したコンピュータ群及び攻撃者の命

令を送信する指令サーバからなるネットワーク

- 2 サイバー犯罪について、その検挙件数を継続的に測定するなどにより、検挙状況を把握する。

16年のサイバー犯罪の検挙件数は2,081件と、前年より232件増加した。

サイバー犯罪の検挙件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------------|-----|------|------|------|-------|
| 検挙件数 | 913 | 1339 | 1606 | 1849 | 2,081 |
| うちネットワーク利用犯罪 | 802 | 1209 | 1471 | 1649 | 1,884 |

- 3 情報セキュリティ水準を向上させるための活動状況を把握する。

- (1) サイバー犯罪等に関する相談受理状況

16年のサイバー犯罪等に関する相談受理件数は7万0,614件と、前年より2万8,850件増加した。

サイバー犯罪等に関する相談受理件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談受理件数 | 11,135 | 17,277 | 19,329 | 41,754 | 70,614 |

- (2) 情報セキュリティコミュニティセンターの設置及び情報セキュリティアドバイザーの配置状況

9都県警察において情報セキュリティコミュニティセンター（注3）を設置し、国民の情報セキュリティ水準の向上に資する広報啓発を実施するとともに、33都道府県警察において情報セキュリティアドバイザー（注4）を38人配置し、サイバー犯罪に関する相談対応、広報啓発等に従事させている。

【事例】

16年10月、三重県警察情報セキュリティコミュニティセンターは、地域安全・暴力追放三重県民大会で、三重県インターネット防犯連絡協議会と共催で、サイバー犯罪対策コーナーを開設し、パンフレットの配布、ビデオ放映、サイバー犯罪に対するアドバイス等による広報啓発活動を実施した（三重）

注3：学校教育関係者、地方公共団体職員、一般国民等に対し、警察がサイバー犯罪予防のための助言・指導を行い、自主的な情報セキュリティ対策を促すための情報提供の場

注4：国民からのサイバー犯罪に関する相談への対応、地方公共団体、学校、民間企業等に対する情報セキュリティに関する広報啓発及びサイバー犯罪対策に関する産業界との連携等サイバー犯罪の予防に資する施策の推進に従事する者

- (3) 不正アクセス禁止法第6条に基づく援助措置

都道府県公安委員会は、不正アクセス行為を受けたアクセス管理者からの申し出への対応として、不正アクセス禁止法第6条の援助規定に基づくアクセス管理者に対する助言・指導を16年中に3件実施した。

不正アクセス禁止法第6条に基づく援助措置の件数

| | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|
|--|-----|-----|-----|-----|-----|

(4) 不正アクセス禁止法第7条に基づく公表

国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、不正アクセス禁止法第7条に基づき、16年中の不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能の技術の研究開発の状況を公表した。

(5) ウイルス被害拡大防止のための注意喚起

ブラスター・ワーム等のウイルスが短期間にまん延する事案の発生を踏まえ、ソフトウェアの脆弱性についての情報等につき、内閣官房、総務省及び経済産業省と連携した注意喚起を実施した。

(6) 警察庁セキュリティポータルサイト (@police)(注5)による情報提供・注意喚起

16年中は、不正アクセスの手法152件、不正アクセスのツール69件の計221件について、その影響、影響を受けるOS・サービス及び対策について検証を実施し、警察庁セキュリティポータルサイト(@police)を通じて情報提供した。

注5：警察に集約された情報セキュリティに関する情報をいち早く提供し、インターネット利用者のセキュリティ意識の向上並びにサイバー犯罪及びサイバーテロの未然防止を図るために公開された警察庁ウェブサイト

4 不正アクセス等に関する情報の収集・分析活動の状況を把握する。

サイバーフォースセンターでは、全国の警察機関のインターネット接続点において、ファイアウォール及び侵入検知装置により攻撃等の活動の監視を行っている。

16年中のファイアウォールに対する総アクセス件数は約934万3,000件、侵入検知装置で検知したアラートの総検知件数は約39万7,000件、発信元の国や地域は175か国に及んでいる。

5 警察職員に対する研修について、実施回数、内容等からその実施状況を把握する。

(1) サイバー犯罪対策に係る研修状況

ア 警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、サイバー犯罪対策に従事する警察官及び技術職員を対象として、サイバー犯罪の防止及び捜査を行うために必要となる手続や技術的知識を習得させるための研修を191回(警察庁：3回、その他：188回)実施した。

イ 各地方機関及び都道府県警察のサイバー犯罪支援業務に従事する警察職員に対して、捜査現場で業務を遂行するために必要となる電磁的記録解析等の技術知識や刑事訴訟法等の法的知識に関する訓練を実施した。

(2) サイバーテロ対策に係る研修状況

ア 警察庁で、各都道府県警察のサイバーテロ対策要員(警察官)を対象に、サイバー攻撃及びその防御並びにサイバー攻撃の有無の確認等に資する基礎

的な知識・技能を修得するための民間委託研修を実施するとともに、都道府県警察のサイバーテロ対策要員のうち、指揮・指導する立場の者に対し、サイバーテロの未然防止、被害拡大防止及び事件検挙に資する知識・技能を修得するための研修を実施した。

イ サイバーフォース要員の中の特に高度な技能を持つ者に対して、サイバーテロ対策やコンピュータ等の解析現場における活動に即した実践的手法を確立することを目的とした訓練を実施した。

ウ サイバーテロ対策を技術的に支援する各地方機関の警察職員に対し、サイバーテロ対策に必要な知識や技術に関する訓練を実施した。

6 諸外国の関係機関、産業界及び重要インフラ事業者等との連携状況を把握する。

(1) 諸外国の関係機関との連携状況

情報技術犯罪対策課を我が国の24時間コンタクトポイントとして各国の捜査機関との情報共有を図るとともに、国際会議に参画し、各国の捜査機関との良好な協力関係の構築に努めている。

また、サイバー犯罪技術情報ネットワークシステム（CTINS）（注6）を通じ、アジア諸国の警察機関とサイバー犯罪対策に係る技術情報の共有を行っている。

注6：サイバー犯罪の技術的手口やデジタル証拠の解析手法のほか、警察庁においてモニターしているインターネット上の悪意ある活動（コンピュータ・ウイルスやコンピュータ・ワーム等）について情報共有を行うため、アジア諸国・1地域（日本を含む。）の法執行機関を結んだネットワーク・システム

(2) 産業界との連携

ア サイバー犯罪に関する連携

(ア) 警察庁月別広報重点として「サイバー犯罪防止のための情報セキュリティ対策の推進」を実施し、学校関係者、地方公共団体、民間企業の職員等に対する広報啓発活動を行った。

(イ) 警察庁で、警察と産業界等との連携の在り方について検討を行う場として、情報セキュリティの有識者らで構成する総合セキュリティ対策会議を開催し、16年度は、「インターネットの一般利用者の保護」及び「インターネットを利用した知的財産権侵害」に関する官民連携の在り方について検討を行い、提言を取りまとめた。

(ウ) 各都道府県警察で、プロバイダ等連絡協議会を計78回実施し、サイバー犯罪情勢や犯罪手口等の犯罪実態に係る情報交換を行った。

(エ) 産業界における情報セキュリティに対する認識を深め、捜査活動や防犯活動に必要な協力が得られるような官民協力を推進するため、警察のサイバー犯罪対策の取組みを紹介するとともに、サイバー犯罪の被害に遭わないための広報啓発ビデオ、パンフレット等を配布した。

イ サイバーテロに関する連携

(ア) 重要インフラ事業者等との連携強化を図るため、個別に訪問するなどし

て、情報システムの実態把握や情報セキュリティに関する助言・要請、事案発生時の証拠保全措置の要請等を行った。

- (イ) 重要インフラ事業者等と合同で、サイバーテロ対処訓練及び情報セキュリティ技術セミナー等を実施した。
- (ウ) 4都府県警察（警視庁、大阪府警察、広島県警察及び香川県警察）でサイバーテロの未然防止及び事案発生時の被害拡大の防止と事件捜査が迅速・的確に行えるようにするための検討の場であるサイバーテロ対策協議会を設置した。

参考指標

インターネット利用者数

| | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数（万人） | 2,706 | 4,708 | 5,593 | 6,942 | 7,730 |

出典：総務省「平成15年通信利用動向調査」

コンピュータ・ウイルスに関する届出件数

| | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 |
|---------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| コンピュータ・ウイルスに関する届出件数 | 3,645 | 11,109 | 24,261 | 20,352 | 17,425 |

出典：情報処理振興事業協会セキュリティセンター（IPA / ISEC）

分析結果：（評価期間未了）

政策所管課：情報技術犯罪対策課